



2018 DISCLOSURE

アニコム損害保険の現状

日頃より、アニコム損害保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社の経営方針・事業概況・財務状況などについて皆様にご理解いただきたく、

「アニコム損害保険の現状 2018」を発行いたしました。

本誌が、当社をご理解いただく一助として、皆様のお役に立てれば幸いに存じます。

※本誌は「保険業法第111条」および「同施行規則第59条の2及び第59条の3」に基づいて作成したディスクロージャー誌（保険会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

■ アニコムグループ経営理念



ani+com=anicom

アニコムグループは、それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、
分業協力することで、世界中に「ありがとう」を拡大します。

アニコムグループでは、社名に掲げた
「ani（命）+communication（相互理解）=∞（無限大）」を企業活動の根源にすえています。
命あるものがお互いに理解し、ともに一つの目的に向かって力を合わせることで、
これまで不可能と思われていたことが可能になると考えているからです。
私たちはペット保険事業を柱にこの無限大の価値創造力を活かし、「ありがとう」を拡大します。

■ アニコムグループ経営方針

1 オープン・マネジメント

■アニコムグループは、オープンで、「対話のできる法人」を目指します。

組織が大きくなるにつれて、ステークホルダーの皆様の声は、法人に届きにくくなりがちです。アニコムグループでは、ステークホルダーの皆様から「見える」「話せる」と実感していただける「対話のできる法人グループ」を目指してオープン・マネジメントを推進します。

2 マーケットアウト・マネジメント

■アニコムグループは、常にお客様の視点に立って、新しい価値の創造に努めます。

アニコムグループは、常にお客様の視点に立ち、お客様の求めるサービスを創りだす、マーケットアウト（お客様の真のニーズにお応えすること）を意識することで、常に柔軟な経営を徹底し、お客様の願いを実現するとともに、新しい価値を創造することに努めます。

3 ロールプレイング・マネジメント

■アニコムグループは、個々に与えられた役割（ロール）を最高に演じる（プレイング）ことで、個人と組織の飛躍的成長を促進します。

アニコムグループは、個々と組織の役割を明確にし、その役割を役者のごとく最高に演じることで、何事にも果敢に挑戦し続け、常に新たなスキルを吸収し、飛躍的な成長を促進させる経営を実践します。

※アニコムグループについては、15ページをご参照ください。



contents

シンボルマーク



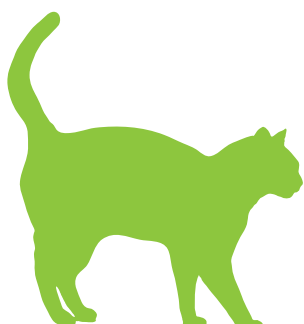
「はっば」のシンボルマークは、4枚のハート型の「はっば」で構成されています。ハート型でアニコムグループの理念である「命」を連想させるとともに、4枚の「はっば」をつなぐことで、分業協力する「命」の姿を表しています。色は、「命」をイメージする植物の芽の色、アニコムライトグリーンを配しています。

アニコム損保の経営方針

私たちアニコム損保は、ペット保険を通じて、
飼い主の皆様の「涙」を減らし、「笑顔」を生み出す
保険会社を目指します。

家族であるどうぶつがケガや病気をして喜び飼い主
はいません。つまり、ケガや病気で保険金をお受け
取りになられることは、飼い主の皆様が『涙』を流
していることを意味します。

アニコム損保では、保険金支払データの分析を通じ
て、どうぶつがケガをしない、病気にならないため
の情報の提供など、飼い主の皆様が『涙』を減らし、
『笑顔』を生み出す保険会社を目指して、グループ
をあげてケガや病気の予防促進に取り組んでまいり
ます。



会社概要	2
沿革	2
トップメッセージ	3
予防への取り組み	4
トピックス	6
社会貢献活動	8
代表的な経営指標	10

I 経営について

1. アニコムグループの概要	15
2. 2017年度の事業概況	16
3. コーポレート・ガバナンスの状況	18
コーポレート・ガバナンス体制	18
反社会的勢力の排除	20
4. 内部統制システム	21
5. コンプライアンス	23
コンプライアンス体制	23
勧誘方針	24
6. リスク管理	25
7. 個人情報の保護	28
特定個人情報保護基本方針	32
8. 利益相反取引の管理	33
9. 募集制度	34
10. お客様本位の業務運営方針	36
11. 「お客様の声」への対応	38

II 業務について

1. 保険のしくみ	44
2. 約款	44
3. 取扱商品	45
4. 保険金のお支払い	46
5. 各種サービス	49

III コーポレートデータ

1. 株式の状況等	53
2. 会社の組織	54
3. 役員の状況	55
4. 会計監査人の状況	56
5. 従業員の状況等	57

IV 業績データ

IV-1 主要な業務に関する事項	
1. 直近の5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	60
2. 業務の状況を示す指標	61
IV-2 財産の状況	
1. 計算書類	72
2. リスク管理債権	78
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	79
4. 単体ソルベンシー・マージン比率	80
5. 時価情報	81
6. 会計監査及び代表者による財務諸表に 関する確認書	82
損害保険用語の解説	83

会社概要

(2018年7月1日現在)

社名（英文社名）	アニコム損害保険株式会社（Anicom Insurance, Inc.）
代表取締役	野田 真吾
設立年月日	2006年1月26日 （アニコム インシュアランス プランニング株式会社として設立）
開業日	2008年1月10日
本社所在地	〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階
電話番号	03-5348-3777
資本金	5,050百万円
従業員数	399名（2018年3月31日現在）
株主	アニコム ホールディングス株式会社（100%）
事業内容	損害保険業

沿革

2006年1月	アニコム インシュアランス プランニング株式会社設立
2007年10月	資本金を35億円とする（資本準備金6億1,400万円）
2007年12月	金融庁より損害保険業免許取得 アニコム損害保険株式会社へ商号変更
2008年1月	ペット保険「どうぶつ健保」販売開始 （4月1日以降保険責任開始契約）
2008年4月	ペット保険「どうぶつ健保」補償開始
2009年3月	12億円増資し、資本金41億円に（資本準備金12億1,400万円）
2010年3月	親会社のアニコム ホールディングス株式会社が 東京証券取引所マザーズ市場へ上場 5億円増資し、資本金43億5,000万円に（資本準備金14億6,400万円）
2012年3月	7億円増資し、資本金47億円に（資本準備金18億1,400万円）
2013年9月	7億円増資し、資本金50億5,000万円に（資本準備金21億6,400万円）
2014年6月	親会社のアニコム ホールディングス株式会社が 東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2015年10月	本社を新宿区西新宿へ移転

トップメッセージ

日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は「涙を減らし、笑顔を生み出す保険会社」を経営方針に掲げ、ペット保険の普及に努めております。

おかげさまで、2018年3月末時点の保有契約は69万8,000件、対応動物病院様は6,265病院となりました。また、2017年度の保険金のお支払件数は301万件となり、「どうぶつの健康保険制度」として多くのお客様にご利用いただいております。

2017年度は、入院と手術の補償に特化し、保険料を従来商品の約1/3に抑えた「どうぶつ健保ぷち」の販売を開始し、商品の拡充を図ってまいりました。さらにLINEからの保険金請求サービスを開始し、より簡便により多くのお客様に保険をご利用いただけるよう努めてまいりました。

2018年度は、弊社の目指す「予防型保険会社」の実現に向け、どうぶつの腸内細菌の研究を継続し、従来のどうぶつ種だけでなく、犬種・猫種ごとに腸内細菌と病気の発症の関連性を分析し、病気の予防につなげてまいります。さらに、どうぶつの遺伝病を一つでも少なくすることを目指し、アニコムグループ全体で取り組みを進めてまいります。

今後も、どうぶつと飼い主が、健康に笑顔で幸せに暮らせる社会作りに貢献するべく、役職員一丸となって尽力してまいります。引き続き、より一層のご支援・ご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2018年7月

アニコム損害保険株式会社
代表取締役

野田真吾



予防への取組み

■「涙を減らし、笑顔を生みだす保険会社」を目指して

当社は、「涙を減らし、笑顔を生みだす保険会社」を経営方針に掲げ、家族の一員であるどうぶつにも安心して医療を受けることができる環境を整え、ケガや病気を「予防」し「笑顔」につなげ、すべてのどうぶつの幸せと安心を創造することを目指しています。このビジョンに向けて、アニコムグループ各社と連携し、以下の取組みを推進しています。

■STOP熱中症プロジェクト



犬の熱中症の撲滅を目指して、熱中症の予防啓発活動を2013年度から展開しています。

2017年度は、株式会社ライフビジネスウェザーのご協力をいただき、犬の体高や代謝などを考慮して開発した独自の熱中症指標を用いて全国10地点の「熱中症週間予報」を配信しました。4月末から9月末の毎週金曜日に「STOP熱中症プロジェクトサイト」および「アニコムグループ公式Facebookページ」「アニコムLINE公式アカウント」に掲載することで、お留守番時の室温設定やお出かけの際にお役立ていただくなど、多くの皆さまにご活用いただきました。

熱中症は、飼い主が正しい知識を持つことによって「無くせる病気」です。熱中症で苦しむどうぶつがいなくなることを目指し、今後も予防啓発に取り組んでまいります。



■『家庭どうぶつ白書2017』発行

アニコムグループでは2010年より、アニコム損保のペット保険「どうぶつ健保」の保険金支払い実績、独自に実施したアンケート調査の結果など、家庭どうぶつに関わるさまざまなデータを『家庭どうぶつ白書』として1冊にまとめ、毎年発行しています。

2017年12月15日に発行した『家庭どうぶつ白書2017』は、「年齢」と「生活環境」を2つの軸としています。「年齢」をキーワードとして、品種別の診療費の年齢推移や、死亡原因、葬儀に関するアンケート結果を掲載しました。また「生活環境」をキーワードに、現在当社が力を入れている腸内細菌の分析から、

どうぶつ種別の傾向や生活環境との関係性などの各種研究の結果のほか、ご契約者にご回答いただいた大規模アンケートの結果から、疾患と生活環境との関連性についてもご紹介しています。いつかは訪れるどうぶつとの別れの前に、彼らの健康やその生涯をどう支えていけるのかを考えるための一助となれば、との想いで制作しました。

引き続き、皆様のお役に立てる情報を提供できるよう努めてまいります。



■無事故（625）の日表彰

アニコム損保では、毎年6月25日を『625（無事故）の日』として、ペットによる賠償責任事故の予防に取り組んでいます。2017年度は、ご契約いただいてから、賠償責任事故およびケガや病気でお金のご請求がなかった0歳のワンちゃん89頭を表彰し、当社ホームページにお写真とメッセージを紹介しました。



■耳ケアプロジェクト

外耳炎の減少のため、2018年3月3日の「耳の日」にちなんで『耳ケアプロジェクト』を開始しました。

外耳炎は、犬の約7頭に1頭がかかっている、アニコム損保の疾患ランキング1位の病気です。一度かかると再発することも多く、完治には、動物病院や自宅での丁寧で根気のいる治療が欠かせません。また、犬にも個性（気性、体の大きさ、耳の形など）があり、その子にあった治療やケアをするための努力が必要になります。『耳ケアプロジェクト』では、犬の外耳炎の経験者から寄せられた自宅での「がんばりエピソード」をホームページ上で公開しています。いずれも「自分の愛犬と同じ外耳炎に悩むワンちゃんとその家族のために役立ってほしい」との想いで寄せられた中から、獣医学的に検証したものをご紹介しています。

1頭でも多くの犬が耳のかゆみや痛みから解放されるよう、引き続き本プロジェクトを展開してまいります。

Q1.点耳薬を嫌がられない裏ワザは？

<p>GOOD キャンディちゃん ミニチュア・シュナウザー</p>  <p>Answer 点耳薬のボトルを耳に近づけると、いざ入れる時に気づかれて失敗続き。細きまにするときにチャポンという音がするのがダメだったらしいです。初めからボトルを下に向け、ボトルの出口を床で押さえて耳に近づけたら、気づかれずに点耳成功！</p>	<p>GOOD メイちゃん ヨークシャー・テリア</p>  <p>Answer 薬はすぐ取り出せる場所に置いておき、くついているワンちゃんをサッとつかまえ、薬を塗れるようにしました。鼻袋からリラックスしている時に耳を触ったり、耳の中を触れるタイミングを作って、抵抗感を減らしています。</p>
---	--

■第2回どうぶつkokusei調査～nekokusei調査～

2018年2月、アニコム損保の猫のペット保険ご契約者に対して、ご自身とどうぶつ健康状態やライフスタイルについての総合的なアンケート調査「nekokusei(ねこくせい)調査」を実施しました。本調査は2016年に犬・猫・鳥・うさぎ・フェレットを対象に実施した「どうぶつkokusei調査」の第2弾です。今回の調査では、飼育頭数が犬を上回り、「猫ブーム」として注目を集める猫にフォーカスし、その生活実態を明らかにすることを目指しました。全68問にもおよぶアンケートに対して、4,000人以上のご契約者に回答いただき、4月には、「猫と暮らすことで得られる幸福度」や「猫との暮らしでよかったこと・困ったこと」など、調査結果の一部を公開しました。



引き続きその他の結果を順次ホームページでご紹介するとともに、生活習慣と病気との関連性についてもより詳しく分析を進め、猫と飼い主がより健康で幸せに暮らせる社会づくりに貢献してまいります。

トピックス

■『どうぶつ健保ぷち』販売開始

2017年10月2日より「入院」と「手術」のみの補償に特化し、保険料を従来商品の約1/3に抑えた『どうぶつ健保ぷち』の販売を開始しました。

『どうぶつ健保ぷち』は、入院や手術といった高額な医療費がかかるケースに、手頃な保険料で備えていただける犬と猫のペット保険です。従来商品の1頭分の費用で、約3頭が加入できるので、多頭飼育をしている飼い主にもおすすめの商品です。

当社では、通院・入院・手術すべてを補償するフルカバー型のペット保険『どうぶつ健保ふぁみりい』を主力商品として取り扱っておりますが、今後も、お客様の多様なニーズにお応えできるよう、新たな商品、サービスの提供を検討してまいります。



■「LINE」で気軽に相談できる『どうぶつホットライン』サービス開始

2017年6月13日より、コミュニケーションアプリ「LINE」を使って獣医師に直接相談ができる『どうぶつホットライン』を開始しました。

『どうぶつホットライン』は、アニコムグループに所属する100人以上の獣医師が、「LINE」上で飼い主の相談にのることで、気軽にかつ的確にどうぶつの悩みを解消することができる新たなサービスです。写真や動画の送信も可能な「LINE」だからこそ、言葉で伝えづらいことでも簡単かつ具体的に相談できます。また、1人の獣医師だけでなく、複数の獣医師が相談内容をフォローできる体制があるため、それぞれの専門性をいかした対応が可能です。

言葉が話せないどうぶつだからこそ、日々のささいな変化でも飼い主にとっては不安の種になります。そうした不安を少しでも解消し、どうぶつと毎日安心して暮らせるよう、引き続きさまざまなサービスを展開してまいります。



■『にゃんともあんしんサービスセンター』を開設

2017年6月22日、猫専門コールセンター『にゃんともあんしんサービスセンター』を開設しました。猫の保険に関するご相談をはじめ、お手続きのご案内、ご契約者向け健康相談サービス、猫談義など、猫の飼い主に特化した専用ダイヤルです。

オペレーターは猫好きばかり。事務的な対応ではなく、お客様との会話を大切にしているコールセンターとして運営しています。電話番号は、ゴロニャーゴ(5625)の語呂合わせで、保留音まで猫の鳴き声と、他社にはないユニークさも持ち合わせています。

お散歩仲間がいる犬の飼い主と違って、猫の飼い主同士でつながりを持つことは難しくなりがちです。そこで、猫特有のお悩みや気になることが語れる専用ダイヤルを設け、猫の飼い主の不安の解消や、楽しみを増やすことを目指しています。



■ベネッセコーポレーションとの業務提携

2017年5月より、株式会社ベネッセコーポレーションと相互に協力し、ペットオーナー様向けのサービスを強化していくための業務提携を行いました。

これにより、ベネッセは、2017年6月よりアニコム損保の代理店として、「いぬのきもち健保」「ねこのきもち健保」の販売を開始しています。ベネッセは、雑誌「いぬのきもち」「ねこのきもち」をはじめとして、関連WEBサイト・スマートフォンアプリ等、ペットオーナー様との多彩な接点があるため、より多くの方々へ、ペット保険のご案内ができるようになりました。

一方、アニコム損保では、ペットショップ代理店でペットのお迎えと同時にペット保険に加入した0歳の犬・猫の新規ご契約者に、「いぬのきもち」「ねこのきもち」の電子版を閲覧できるサービスを開始しました。これにより、初めて犬・猫を飼育する初心者層にとって有用なしつけや健康維持の情報提供を行い、ご契約者へのサービス向上、予防に向けた取り組み強化を図っています。

引き続き両社それぞれの強みと顧客基盤をいかした国内最大級のペットオーナー向けネットワークを通じ、「家族の一員」であるペットと長く健康に、そして幸せに暮らせる社会を創造してまいります。

いぬのきもち🐾健保

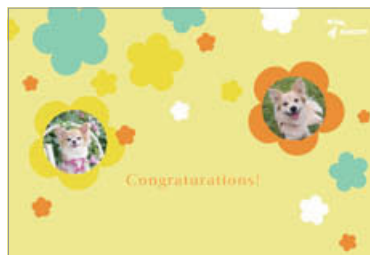
ねこのきもち🐾健保

いぬ・ねこのきもち🐾健保

■マイページでグリーティングカード作成サービスを開始

2017年6月より、ご契約者専用ページ「マイページ」で、グリーティングカードが作れるようになりました。お気に入りの写真で、季節に合わせたカードが簡単に作成でき、ボタンひとつでTwitter、Facebook、LINEなどのSNSに連携できます。

カードは、季節感あふれるアニコムオリジナルのデザインで、多くの方にご利用いただいております。



社会貢献活動

アニコムグループでは、動物に関わる企業として、「動物の尊厳」をCSR活動方針の軸としており、『動物の尊厳に関する宣言』を社内で掲げています。宣言の中では「すべての動物は尊厳をもつこと」「いかなる動物も虐待の対象とはならないこと」などを謳っています。動物たちの尊厳を守り、そして高めることこそが、私たちのCSR活動における使命だと考えています。

■『Green Post Project』の始動

2018年4月に横浜市で開催されたイベント「横浜ドッグウィーク」にて、『Green Post Project』を始動しました。イベント来場者に犬のうんちバッグ（Green Bag）を配布するとともに、そのバッグを捨てるためのゴミ箱（Green Post）を設置して、犬のお散歩マナーの向上を呼びかけました。また、うんちは単なるゴミではなく、健康状態を教えてくれる「手紙」であり、犬の健康管理に役立ててほしいとの思いから、アニコムグループで行っている腸内フローラ検査を400名に無料で体験していただきました。

本プロジェクトを犬のお散歩マナー向上につなげ、犬の飼い主もそうでない人も、そして犬自身も暮らしやすい社会へつなげていくとともに、腸内フローラ検査という新たな健康管理方法を提供してまいります。



■『しっぽ応援プラン』スタート

丸紅新電力株式会社との協同で開発した新電力プラン『しっぽ応援プラン』の販売を、2018年4月より開始しました。お客様にお支払いいただく電気料金の一部を、アニコムが行う各種CSR活動（殺処分ゼロに向けた取り組みや野生動物保護支援など）に充当するというプランです。電気によって、人間だけでなく、どうぶつたちも豊かにしたいというコンセプトから生まれました。本プランの拡充を通じて、より一層どうぶつたちが幸せに暮らせる社会づくりに貢献してまいります。



■動物愛護啓発活動の実施

アニコムグループでは、2012年度からグループ会社横断プロジェクト「PAW（Project Animal Welfare）」を立ち上げ、動物愛護に資する活動を行っています。

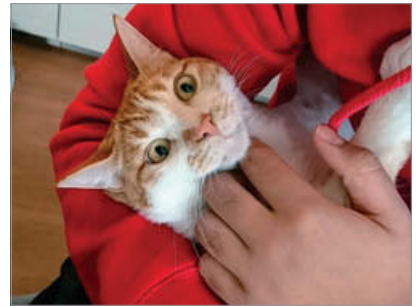
2017年度は、9月20日から26日の動物愛護週間に、埼玉県と共同で動物愛護を啓発するリーフレットおよびノベルティを作成し、埼玉県知事が委嘱するボランティア（動物愛護推進員）とともに浦和駅前で配布しました。また自社メディア「anicom you」において、動物愛護啓発に関する記事を発信しています。



■猫の譲渡会の開催

飼い主のいないどうぶつに家族との出会いの場を提供するべく、動物愛護団体が主催する譲渡会の開催に協力しています。特に現在日本で殺処分されているどうぶつの多くは猫であり、この数を1頭でも減らすよう、猫の譲渡会を中心に支援を行っています。

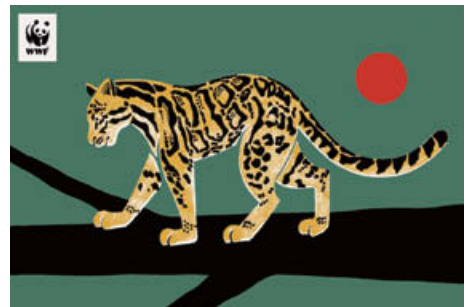
2014年6月には一般社団法人ちよだニャンとなる会と、2017年8月にはNPO法人東京キャットガーディアンと共同で、猫の譲渡会を開催しました。



■WWFジャパンの活動支援

WWFジャパン（公益財団法人世界自然保護基金ジャパン）の活動に対する支援を通じ、野生動物の保護や彼らが暮らす自然環境の保護を行っています。

2017年度はWWFジャパンが実施した「WITH STAMPキャンペーン」「野生ネコの王国キャンペーン」「EARTH HOUR 2018」への協賛を行いました。ペットとして家庭で暮らすどうぶつも野生動物も同じ大切な命であるという想いから、引き続き支援してまいります。



■災害救助犬の育成への協賛

当社は、一般社団法人ジャパンケネルクラブ（JKC）が行っている災害救助犬（地震などの災害現場で、瓦礫に覆われた被災者を捜索し、自衛隊、消防、警察等による救助部隊をサポートする犬）の育成活動に協賛しています。

訓練所で訓練を受け、認定試験に合格した犬だけがJKC災害救助犬として認定を受け、被災現場等へ出動することができます。2017年の認定試験には、63頭がチャレンジし25頭が合格しました。また、毎年9月に開催される災害救助犬競技大会には、40頭が参加し、服従や捜索の技能を競いました。

また、2017年はのべ108頭が全国44ヶ所の防災訓練や各種イベントへ参加し、災害救助犬の実演を披露したほか、実際の災害現場において期待にこたえる活動ができるよう救助部隊と連携した訓練を行っています。

2018年3月31日時点で、出動が可能な認定犬は174頭です。



当社独自の取り組みのほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。同協会での取り組みについては、ウェブサイトをご覧ください。

■交通安全対策

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/traffic/>

■防災・自然災害対策

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/dizaster/>

■環境問題への取組み

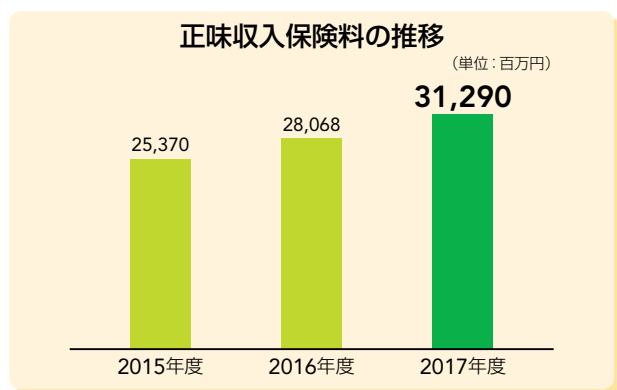
<http://www.sonpo.or.jp/efforts/eco/>

代表的な経営指標

区分	2015年度	2016年度	2017年度
正味収入保険料	25,370百万円	28,068百万円	31,290百万円
正味損害率	56.9%	56.5%	56.2%
正味事業費率	29.7%	31.2%	33.8%
コンバインド・レシオ	86.6%	87.7%	90.0%
保険引受利益	2,033百万円	2,344百万円	1,598百万円
経常利益	2,537百万円	2,666百万円	1,924百万円
当期純利益	1,709百万円	1,788百万円	1,391百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	299.5%	325.2%	345.4%
総資産額	23,554百万円	26,038百万円	28,912百万円
純資産額	9,021百万円	10,231百万円	11,595百万円
その他有価証券評価差額	△123百万円	△100百万円	△128百万円
不良債権の状況（リスク管理債権）	-	-	-

正味収入保険料（対前期比）

312億90百万円（111.5%）



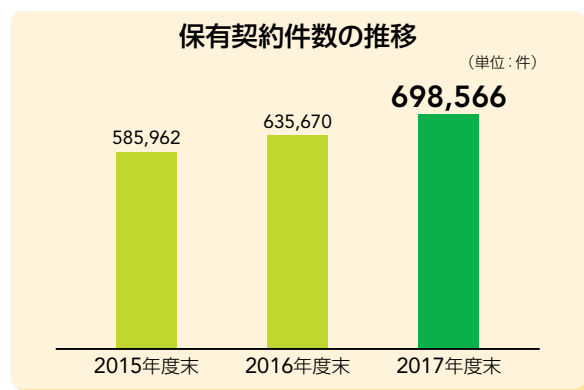
正味収入保険料

ご契約者から受領した保険料に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との再保険契約のやり取りを加減した金額であり、売上規模を示す指標です。

当社では再保険契約がないため、全額がご契約者から受領した保険料となっています。

関連する指標－保有契約件数

ペット保険の保有契約件数は、2018年3月末時点で前年比6.2万件プラスの69.8万件となりました。

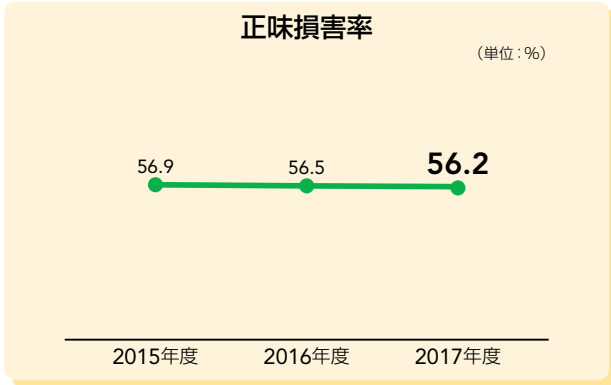


保有契約件数

算出日時点で保険契約が有効に成立している契約の件数です。

正味損害率

56.2%

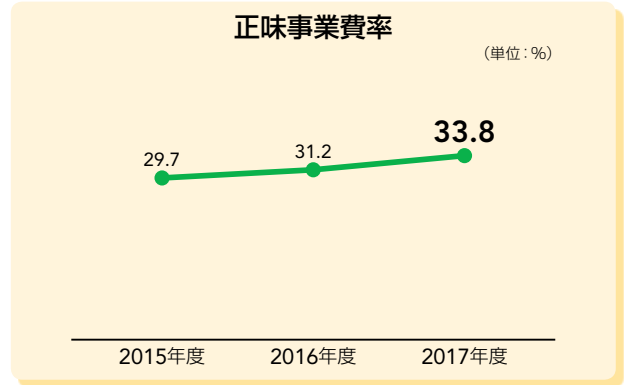


■正味損害率

正味収入保険料に対する正味支払保険金と損害調査費との合計額の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。

正味事業費率

33.8%

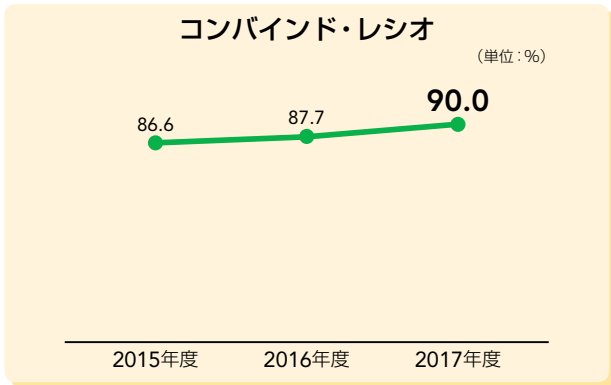


■正味事業費率

正味収入保険料に対する保険事業上の経費の割合のことで、正味損害率と同様に、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。この経費には、営業費及び一般管理費のうち、保険引受に係る金額及び諸手数料が含まれます。

コンバインド・レシオ

90.0%

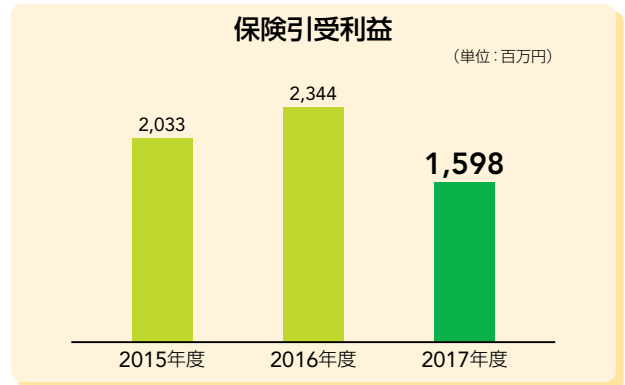


■コンバインド・レシオ

正味損害率と正味事業費率の合算率で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの指標が低いほど収益性が高いといわれています。

保険引受利益 (対前期比)

15億98百万円 (68.2%)



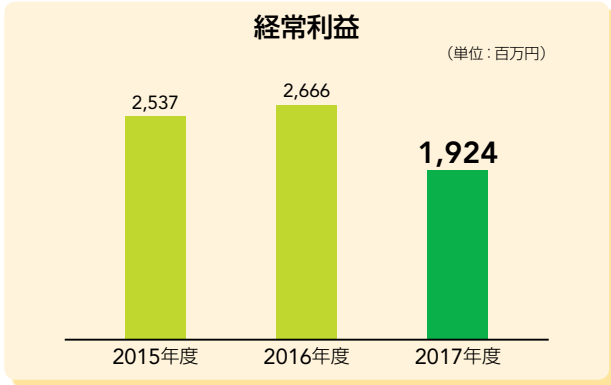
■保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。

代表的な経営指標

経常利益（対前期比）

19億24百万円（72.2%）

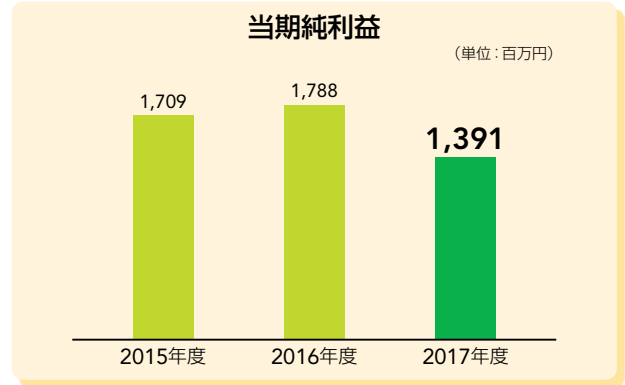


■経常利益

正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の経常収益から、正味支払保険金、有価証券評価損、営業費及び一般管理費等の経常費用を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。

当期純利益（対前期比）

13億91百万円（77.8%）

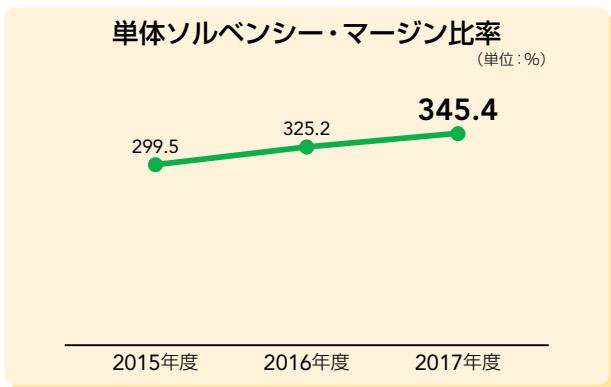


■当期純利益

左記の経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、事業年度に発生した全取引によって生じた損益を示すものです。

単体ソルベンシー・マージン比率

345.4%

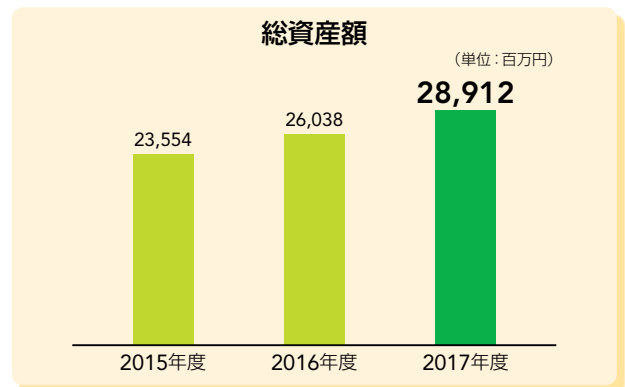


■単体ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生し得る危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産額

289億12百万円

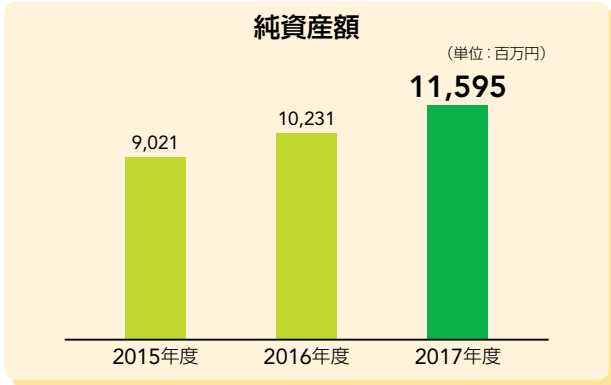


■総資産額

保険会社が保有する資産の総額で、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。保険会社の資産規模を示すものです。

純資産額

115億95百万円

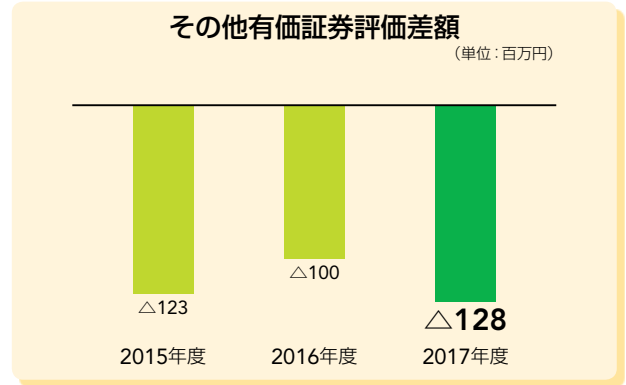


■純資産額

総資産額から、責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。保険会社の担保力を示すものです。

その他有価証券評価差額

△128百万円



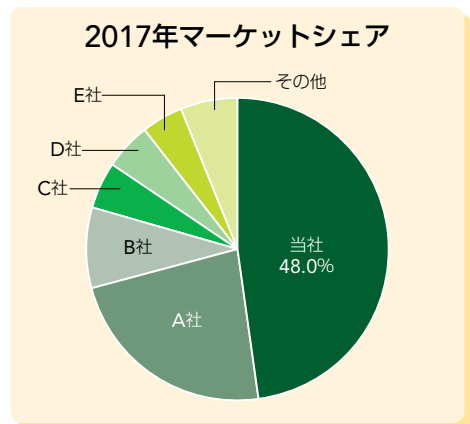
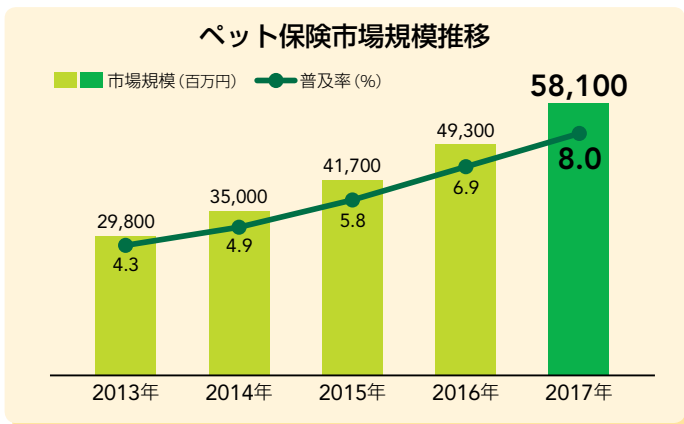
■その他有価証券評価差額

保有有価証券等に占める「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額の差額を指します。財務諸表上は、この評価差額から税金相当額を控除した金額を、貸借対照表の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

■関連する指標—ペット保険普及率

2017年（1月～12月）のペット保険各社合計の契約件数は、前年から14.9%増の1,474千件と順調に伸長しています。また、ペット保険の国内での普及率は8%ですが、ペット保険の歴史が長い英国での普及率は25%を超えており、今後も高い成長性が見込まれています。

アニコム損保は、人の健康保険制度と同様に、対応動物病院で利用できる「窓口精算システム」や、お気に入りのペットの写真がプリントされた「どうぶつ健康保険証」等にご支持をいただき、2017年のシェアは48%を占めています。



※ペット保険市場規模および2017年マーケットシェアは、株式会社富士経済「2018年 ペット関連市場マーケティング総覧」調査。なお、契約件数とは、1年間の計上契約件数であり、保有契約件数とは異なります。

I

経営について



1. アニコムグループの概要	15
2. 2017年度の事業概況	16
3. コーポレート・ガバナンスの状況	18
コーポレート・ガバナンス体制	18
反社会的勢力の排除	20
4. 内部統制システム	21
5. コンプライアンス	23
コンプライアンス体制	23
勧誘方針	24
6. リスク管理	25
7. 個人情報の保護	28
特定個人情報保護基本方針	32
8. 利益相反取引の管理	33
9. 募集制度	34
10. お客様本位の業務運営方針	36
11. 「お客様の声」への対応	38

1 アニコムグループの概要

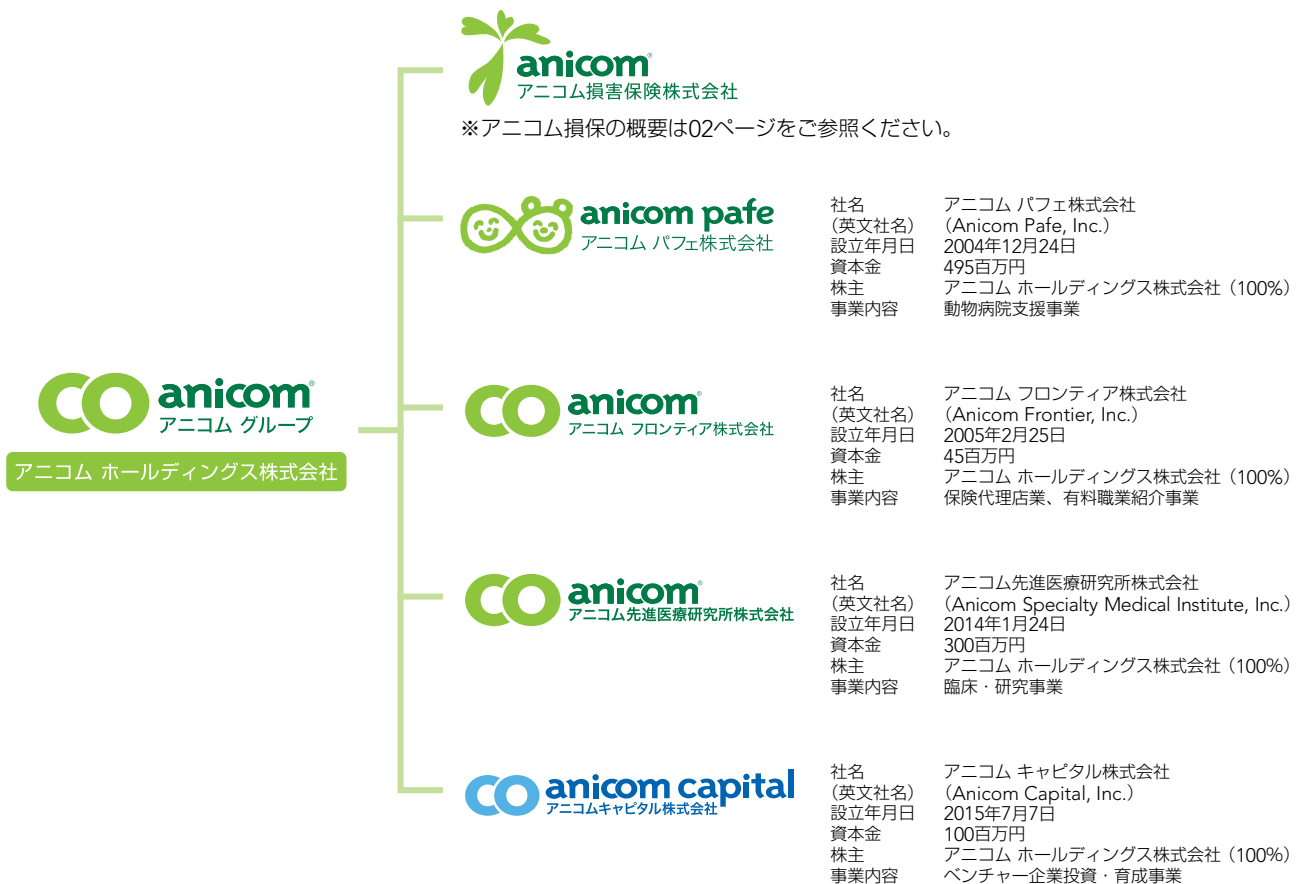
■アニコム ホールディングスの概要 (2018年7月1日現在)

アニコム ホールディングス株式会社は、保険業法第271条の18に基づく保険持株会社であり、アニコム損害保険株式会社を中核とした、グループ全体の経営戦略・経営計画の立案をはじめ、子会社の経営管理を担っています。各社の付加価値創出力を極限まで高めることで、グループ全体の無限大の価値創造を具現化することを目指しています。



社名 (英文社名)	アニコム ホールディングス株式会社 (Anicom Holdings, Inc.)
設立年月日	2000年7月5日 (株式会社ビーエスピーとして設立)
本社所在地	〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階
電話番号	03-5348-3911
資本金	4,443百万円
事業内容	子会社の経営管理

■アニコムグループの概要 (2018年7月1日現在)



2 2017年度の事業概況

(1) 事業の経過および成果等

当事業年度におけるわが国経済は、中国景気の安定や米国景気の堅調さを背景に海外経済が緩やかに回復しているなか、日銀による金融緩和政策の継続や政府の景気対策等の効果もあり、堅調な雇用・所得情勢に支えられ、緩やかな景気回復基調で推移しました。

このようななか当社は、重点施策と位置付けている「ペット保険の収益力向上」に向けた精力的な営業活動に注力し、保有契約数は698,566件（前期末から62,896件の増加・同9.9%増）と、順調に増加しています。一方、E/I損害率（※1）は契約どうぶつに加齢に伴う保険金支払増加により59.2%と前年同期比で0.3pt上昇し、既経過保険料ベース事業費率（※2）は、経費管理の徹底やシステムを中心とした業務改善等を行っているものの、NB営業強化による代理店手数料の増加やペット保険規模拡大に向けたWEB広告強化などの投資等により、35.2%と前年同期比で3.1pt上昇いたしました。この結果、両者を合算したコンバインド・レシオ（既経過保険料ベース）は前年同期比で3.4pt上昇し94.4%となりましたが、当社では、2017度を成長に向けた投資フェーズと位置付けており、計画通りの決算となりました。

もうひとつの重点施策である「予防に向けた取組み強化」に関しては、これまでにアニコムグループで投資を進めてきた人材・設備・データを活用して継続的に取組み、特に遺伝病撲滅に向けて、遺伝子検査事業の立ち上げを進めました。あわせて、遺伝病フリーに向けたブリーディング支援や、共生細菌をキーにした発症予防の研究、予防特化型の病院運営など、どうぶつの健康寿命延伸に向けた各種施策を進めています。

以上の結果、当事業年度の業績は次のとおりとなりました。

保険引受収益31,290百万円（前年同期比11.5%増）、資産運用収益418百万円（同14.5%減）などを合計した経常収益は31,743百万円（同11.1%増）となりました。一方、保険引受費用21,771百万円（同14.8%増）、営業費及び一般管理費7,974百万円（同17.2%増）等を合計した経常費用は29,819百万円（同15.1%増）となりました。この結果、経常利益は1,924百万円（同27.8%減）となり、これに、特別損益、法人税及び住民税等などを加減した当期純利益は1,391百万円（同22.2%減）となりました。

【保険引受の概況】

正味収入保険料は31,290百万円、正味支払保険金は16,591百万円、損害調査費は1,004百万円となり、正味損害率（※3）は56.2%となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は7,920百万円、諸手数料及び集金費は2,660百万円となり、正味事業費率（※4）は33.8%となりました。

正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費に支払備金繰入額212百万円、責任準備金繰入額1,302百万円を加算した保険引受費用は21,771百万円となり、保険引受収益31,290百万円から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費等を控除した保険引受利益は1,598百万円となりました。

（※1）E/I損害率：発生ベースでの損害率。（正味支払保険金＋支払備金増減額＋損害調査費）÷既経過保険料にて算出。

（※2）既経過保険料ベース事業費率：発生ベースの保険料（既経過保険料）に対する事業費率。（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷既経過保険料にて算出

（※3）正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

（※4）正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料

(2) 対処すべき課題

当社は創業以来、わが国におけるペット保険市場の創造・開拓に努めてまいりましたが、ペット保険の先進国である英国等と比較すると、認知度および加入率は依然として低く、成長途上の市場と認識しています。人間の健康保険制度が社会的なインフラとして確立されているわが国において、診療費から保険金を差し引いて病院窓口で保険金の請求手続きが完結する当社のペット保険が、いわば、「どうぶつの健康保険制度」として社会に広く認知・活用されるよう、今後も取り組んでまいります。その実現のために、対処すべき課題として以下を認識しています。

①ペット保険の健全な成長

当社におけるペット保険の保有契約数は69万件を超えていますが、ペット保険市場自体の認知度は必ずしもまだ高いものではなく、成長途上の市場であると認識しています。また、ペットの生体販売市場および保険市場は、今後もさらなる競争が続くことが予想されます。

今後、どうぶつの健康保険制度として社会に広く認知・活用されるよう魅力ある保険商品、サービスを提供し続けるとともに、契約者への還元と適正な保険制度運営を両立させるべく、中長期的に、損害率を50～60%前後の水準で安定化させるよう商品開発や保険金支払体制の強化等に取り組んでまいります。また、引き続き、これまで最重要ターゲットとしてきたNBチャネルにおける新規代理店の開拓や既存代理店との関係強化はもちろんのこと、NBチャネル以外のチャネル開拓に並行して積極的に取り組む方針に舵を切り、WEBチャネルを含めた一般チャネルや、他の生体販売（類似）チャネルの拡大サポート・保険販売の展開といった市場の開拓に注力してまいります。

②予防に向けた取組み強化

当社の創業からの想いである「予防型保険会社」の実現に向け、これまでも数多くの取組みを行ってまいりましたが、今後はより一層人材と設備というソフト・ハード両面から体制強化を図り、1つでも多くの傷病を1秒でも早く無くすことができるよう取り組んでまいります。特に、遺伝病撲滅に向けた活動を本格化させることで、遺伝病フリーな社会を目指すのはもちろんのこと、同時に発症予防対策としての腸内フローラの測定・研究を継続していきます。

③注力すべきチャネル

既に国内で飼育されている約2,000万頭の犬猫をターゲットとした一般チャネルについて、強力なマーケティングにより、国内普及率およびシェアを一気に拡大させることで、中期での加速度的な利益増大を目指していきます。

ペットショップ代理店においては、商品内容をより深く

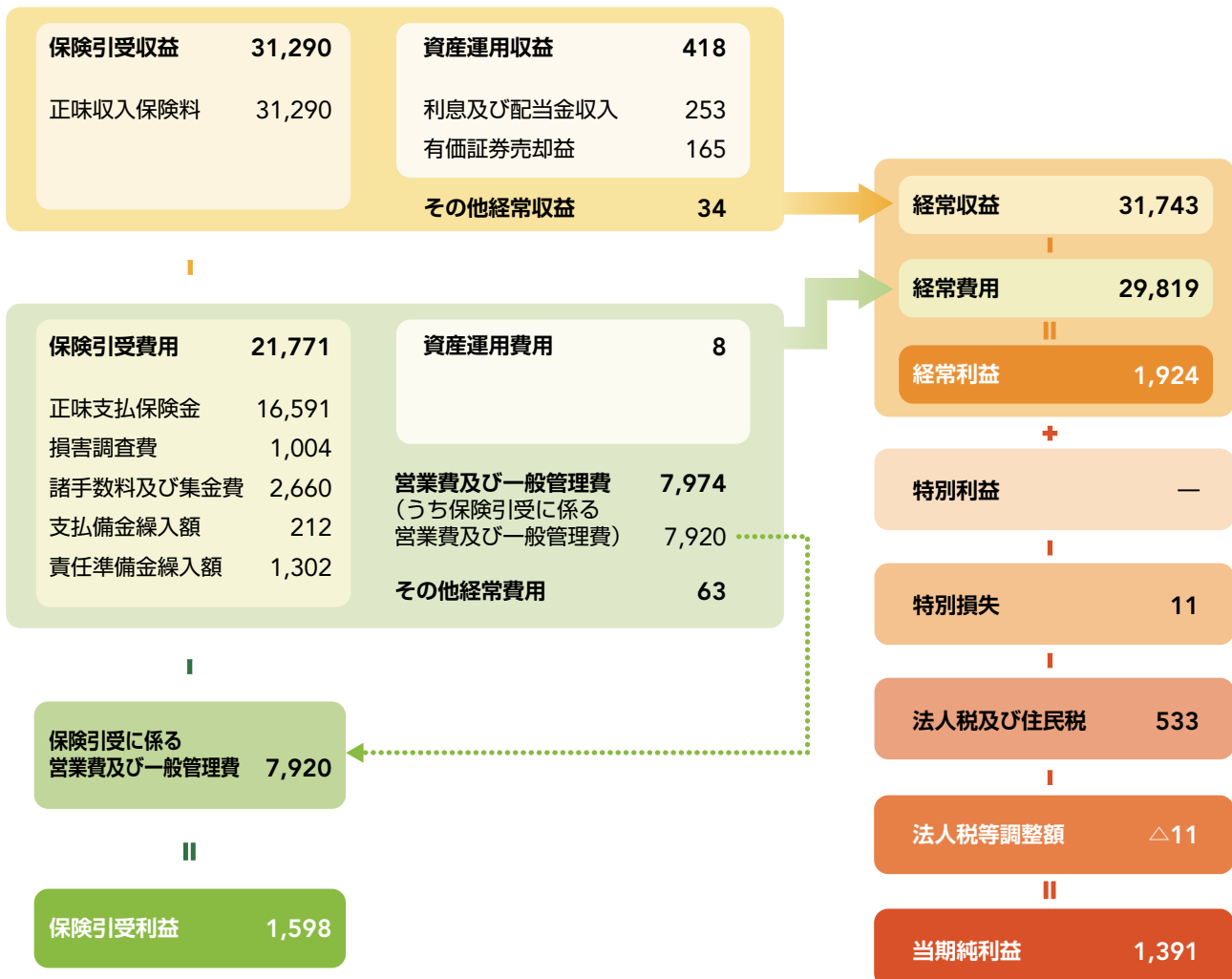
理解するための商品勉強会や、保険募集人の保険販売スキルを強化することを目的とした販売講習会等を実施し、業務品質の向上を図ってまいります。一般代理店においては、ペット保険の必要性をわかりやすく説明するセールス・トークの強化や、補償内容やメリット、保険金請求方法の説明が行いやすい商品パンフレットの提供等を通じて、契約者に対する適正な情報提供に努めつつ、契約募集力の強化につなげる所存です。

④その他課題

代理店における業務品質の向上、業務の適切性と効率性の継続的改善（契約者個人専用WEBサイト（マイページ）等の活用）、既存契約の継続率の維持・向上（どうぶつ健康・しつけ相談サービス等の拡充）、モラルリスクの排除等については引き続き取り組み、ペット保険の健全な発展に努めてまいります。

●決算の仕組み（2017年度）

（単位：百万円）



3 コーポレート・ガバナンスの状況

■コーポレート・ガバナンス体制

当社は、アニコムホールディングス株式会社が制定した経営理念および経営方針等に沿って、すべてのステークホルダーに対する責務と約束を果たしていくことで、その社会的使命を全うするとともに、企業価値のさらなる向上を目指します。これらを着実に実現するため、「グループコーポレート・ガバナンス基本方針」に基づき、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築するとともに、「内部統制システム基本方針」のもとで業務を遂行し、コーポレート・ガバナンス体制の維持、強化に取り組みます。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち1名は社外取締役）で構成され、当社の方針や業務執行に関する重要な意思決定を決議するとともに、執行役員の仕事の執行を監督しています。各執行役員は、取締役会において決定された担当業務を執行しています。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち2名は社外監査役）で構成されています。監査役会は、「監査役会規則」に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議をしています。各監査役は、監査役会で策定された監査役監査基準や監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、業務および財産の状況を監査するとともに、会計監査人および内部監査部門等から報告を受けるなど、相互に緊密な連携を保ち、取締役の仕事の執行を監督しています。

(3) 指名・報酬・ガバナンス委員会

当社の親会社であるアニコムホールディングス株式会社は、取締役会の諮問機関として「指名・報酬・ガバナンス委員会」を設置しています。同委員会はアニコムホールディングス株式会社および当社の取締役、監査役および執行役員の候補者の選任要件および選任・解任、役員報酬体系並びに取締役（社外取締役を除く。）および執行役員報酬額の水準および業績評価について審議し、取締役会に対して答申します。

「指名・報酬・ガバナンス委員会」は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会として設置します。原則として過半数は独立社外取締役から選出しています。

(4) 取締役会委員会

①グループコンプライアンス委員会

アニコムホールディングス株式会社のコンプライアンス推進部担当執行役員を委員長として、四半期毎に開催し、コンプライアンス推進のための施策の立案や実施状況、コンプライアンス疑義案件および不祥事件への対応の適切性の確認、外部弁護士相談事項を踏まえた当社方針等の適切性の確認を目的としています。

②グループリスク管理委員会

アニコムホールディングス株式会社のリスク管理部担当執行役員を委員長として、半期毎に開催し、リスク管理態勢の整備推進、ERM態勢の整備推進を目的としています。

③グループ危機管理委員会

アニコムホールディングス株式会社の社長を委員長として半期毎に開催し、平時に行うべき危機管理態勢の整備についての審議および報告を目的としています。

(5) グループ経営会議

常勤取締役および執行役員により構成される経営会議を設置し、経営に係る意思決定に関する協議の充実および経営状況の管理を図っています。

また、経営会議委員会として、予算管理に関する諮問を行う「グループ予算委員会」、ITに関する戦略立案、モニタリングを行う「グループIT戦略委員会」、人事政策および人事管理体制の適切性の確認等を行う「グループ人事政策委員会」、資産運用戦略と資産運用体制強化に関する審議を行う「財務委員会」を設け、業務運営の適切性を確認しています。

(6) 監査体制

①内部監査

他部門から独立した内部監査部門が、内部監査基本方針・内部監査計画等に基づき、すべての部門を対象に内部監査を実施しています。内部監査部門は、内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢全般の評価および改善策の提言等について、定期的に取り締役会へ報告し、業務の適切かつ健全な運営を確保しています。

②監査役監査

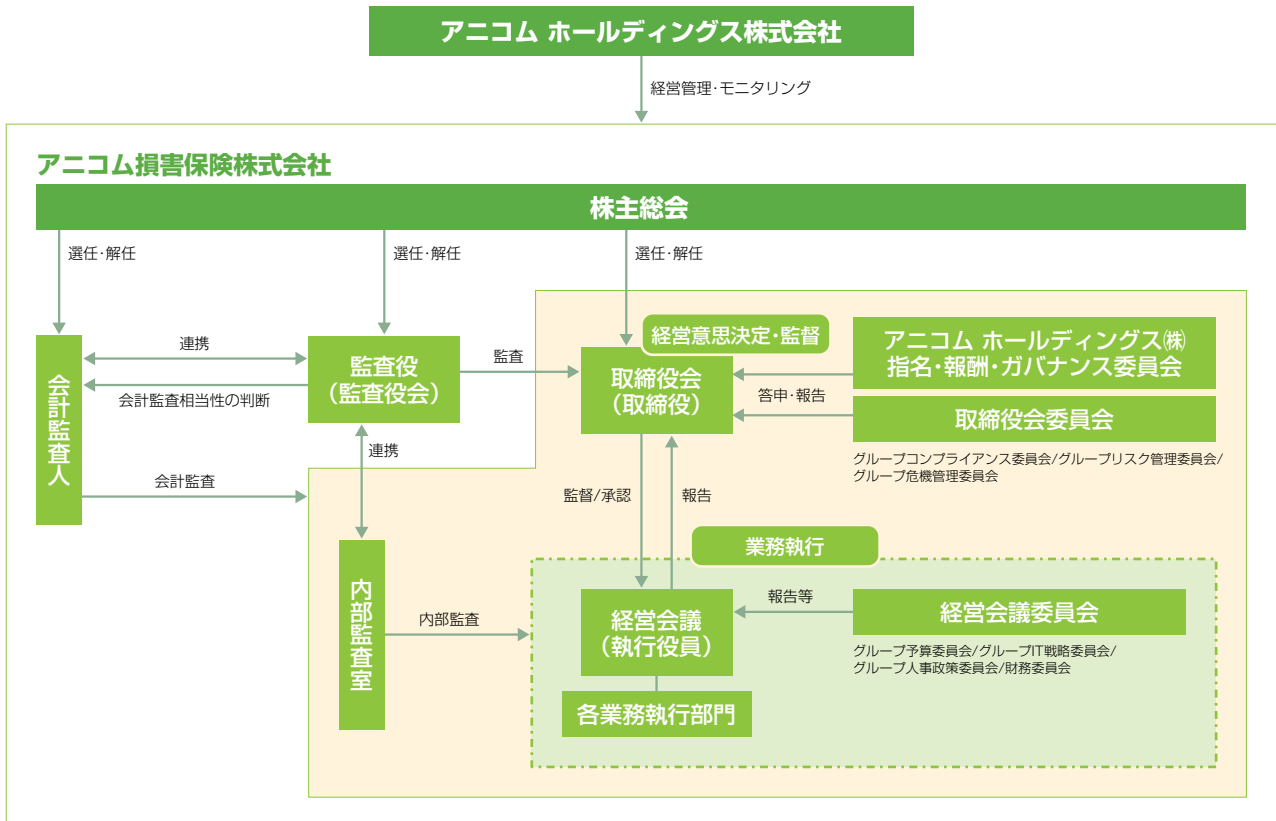
各監査役は、監査役会において決定した監査役監査基準、監査方針、監査計画等に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役の職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧等を行うことなどにより、取締役の職務の執行を適切に監査しています。

③会計監査

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、財務諸表監査および財務報告に係る内部統制監査を受けており、その過程で内部統制部門は会計監査人に対して必要な情報を提供しています。

※新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日より、法人名称を「EY新日本有限責任監査法人」に変更しております。

【コーポレート・ガバナンス図】



3 コーポレート・ガバナンスの状況

■反社会的勢力の排除

当社は、反社会的勢力を排除する取り組みを推進していくことが、保険会社の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、以下の「反社会的勢力対応の基本方針」に基づき適切な対応に努めています。

反社会的勢力対応の基本方針の概要

1. 組織・体制

反社会的勢力対応の責任部門は、コンプライアンス推進部とし、反社会的勢力に関する事項を一元管理するものとする。なお、管轄警察署・暴力団追放運動推進都民センター等との日常的な連絡・講習等の窓口は総務部とし、コンプライアンス推進部に対し、定期的に活動報告を行うものとする。さらに、コンプライアンス推進部は、反社会的勢力に関する情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は、顧客の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会に速やかに報告するものとする。

2. 対応方針

- (1) 反社会的勢力との取引を排除するため、以下の点に留意した取り組みを実施する。
 - ①反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書等に反社会的勢力排除条項を導入する。
 - ②いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引は行わない。
- (2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、担当者や担当部門だけに任せることなく、取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として以下の点に留意した対応を行うものとする。
 - ①反社会的勢力による不当要求に屈することなく対応するとともに、従業員の安全を確保する。
 - ②積極的に警察・暴力団追放運動推進都民センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力団追放運動推進都民センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行う。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに管轄警察署に通報する。
 - ③あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行う。
 - ④反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応と不祥事案の責任部門であるコンプライアンス推進部が速やかに事実関係を調査し、適切な対応を行うこととする。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム基本方針を定める。

内部統制システム基本方針

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、アニコムグループ経営理念に基づき、経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、当社の経営管理体制を整備する。
 - ①当社は、アニコム ホールディングス株式会社との間で締結した経営管理契約に基づき、経営戦略や財務戦略等の重要事項の策定に際して事前承認を求めるとともに、定期的に経営実態等の報告を行う。
 - ②アニコム ホールディングス株式会社が定めるグループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等に基づき、中期経営計画および年度計画を策定する。
 - ③事業戦略、事業計画等の重要事項については、アニコム ホールディングス株式会社の事前承認事項とする。
 - ④中期経営計画および年度計画に基づく各種事業計画の実施状況等をアニコム ホールディングス株式会社への報告事項とする。
- (2) 当社は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (4) 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
 - ①当社は、コンプライアンスを統括する部署を設置する。
 - ②当社は、「グループ倫理規範」に基づき、役職員がこの倫理規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ③当社は、グループコンプライアンス・マニュアルに基づき、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④当社は、「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。また、定期的に開催する「グループコンプライアンス委員会」において、コンプライアンス疑義案件および不祥事件への対応並びに外部弁護士相談を踏まえた当社方針等の適切性の確認を行う。
 - ⑤当社は、法令または社内ルールなどのコンプライアンスに抵触する事案が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、内部監査に関する基本方針を定め、実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、リスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
 - ①当社は、リスク管理を統括する部署を設置する。
 - ②定期的に開催する「グループリスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、重要事項については、取締役会に報告する。
 - ③リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを構築する。
 - ④当社は、業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を実施する。
- (2) 当社は、グループの統合的リスク管理に関する方針に基づき、経営の健全性を確保しつつ企業価値を持続的・安定的に向上させるとともに、保険契約者をはじめとするステーク・ホルダーの利益を保護する。
- (3) 当社は、グループの危機管理に関する基本方針に基づき、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、中期経営計画および年度計画（数値目標等を含む。）を策定する。

4 内部統制システム

- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、アニコム ホールディングス株式会社取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬・ガバナンス委員会において審議された次の事項の答申を受ける。
 - ① 当社の取締役・監査役・執行役員を選任・解任
 - ② 当社の取締役・監査役・執行役員を選任要件
 - ③ 当社の取締役・執行役員の業績評価
 - ④ 当社の取締役・執行役員の報酬体系および水準
 - ⑤ コーポレートガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況
- (5) 当社は、人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。
- (6) 当社は、(1)～(5)のほか、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役職務を補助するため、監査役直轄の監査役事務局を設置する。監査役事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し、重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、役職員が、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 監査役は、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
- (4) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (5) 内部監査部門は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (6) 当社は、監査役職務の執行に係る費用等について、当社が監査役職務の執行に必要なことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

■業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記1～8の体制の運用状況について、継続的に確認・検証し、必要に応じて社内諸規則や業務フローの見直しを実施するなど、内部統制システムの実効性を高めるよう努めています。また内部監査室は、独立した客観的な立場から、ガバナンスプロセスやコンプライアンス、リスク管理体制など、内部管理体制の適切性・有効性の検証を行っています。

また監査役は、監査役監査に関する体制整備を継続的に確認・検証するとともに、取締役会等の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等がないように監視をしています。

■コンプライアンス体制

当社では、以下の「コンプライアンス基本方針」を定め、全役職員に周知徹底するとともに、「コンプライアンス推進体制」を整え、あらゆる事業活動において、コンプライアンスを最優先することとしています。

コンプライアンス基本方針（骨子）および推進体制

■基本方針

1. 法令等の遵守

各種法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、誠実かつ適正な企業活動を行います。

2. 社会・政治との関係

社会や政治との適正な関係を維持します。また、反社会的勢力に対しては毅然とした対応を堅持します。

3. 適正で透明性の高い経営

業務の適正な運営を図るとともに、適時・適切な情報開示を行い、透明性の高い経営に努めます。

4. 人権の尊重

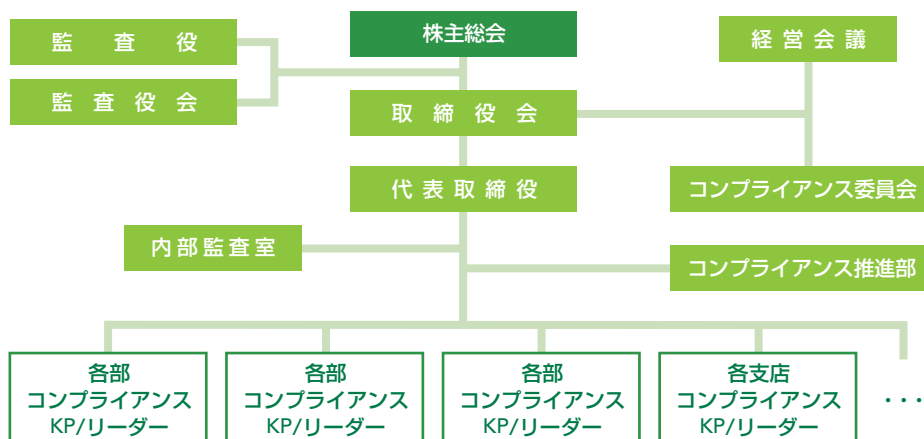
お客様や当社の役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。

■推進体制

経営会議、コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス推進のための施策の立案や実施状況の点検・確認、コンプライアンス疑義案件および不祥事件への対応等の適切性の確認を行うとともに、各部門（支店含む）に責任者であるコンプライアンス・キーパーソン（KP）とコンプライアンス・リスク管理リーダーを配置し、四半期毎にテーマを決めて研修を実施する等コンプライアンス推進部が中心となり、コンプライアンスの周知徹底に取り組んでいます。

また、役職員等がコンプライアンス上の問題（疑義案件を含む）を発見した場合は、直ちにコンプライアンス推進部に報告を行うこととしています。さらに発見者が通常ルートでの報告が適当でない判断した場合には、社内外のホットラインを利用して報告・相談を行うことができる体制を整えています。

【コンプライアンス推進体制図】



■勧誘方針

当社では、以下の「勧誘方針」を定めて、適正な保険商品の販売・勧誘に努めています。

勧誘方針

1. お客様の視点に立ってご満足いただけるように努めます

(1) 保険商品の販売について

- ・お客様の保険商品に関する知識、ご経験、目的など、保険商品の特性に応じた必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った保険商品の説明及び提供に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に保険商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めるとともに、お客様が十分に納得のうえ、ご契約いただくよう努めます。

(2) 各種対応について

- ・お客様からのお問い合わせに、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・保険金支払事由が生じた場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金の適正な支払に努めます。
- ・お客様のご意見・ご要望を、保険商品開発や販売活動に活かしてまいります。

2. 各種法令等を遵守し、保険商品の適正な販売に努めます

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- ・適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売に携わる者の研修に取り組みます。
- ・お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱い及び厳正な管理をいたします。

以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年法律第101号）に基づく当社の「勧誘方針」です。

(1) リスク管理基本方針

当社は、保険事業をめぐるリスクが高度化・複雑化してきている中、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけています。

これを踏まえ、アニコムホールディングス株式会社の定める「グループリスク管理基本方針」に基づき、当社では財務の健全性と業務の適切性を確保・維持することを目的に「リスク管理基本方針」を定め、リスク管理に係る組織・体制、管理プロセス、報告ルールなど、リスク管理の全体的・共通的な事項を明確化しています。

①ERMの推進

取締役会は、「リスク管理基本方針」の中でERM（Enterprise Risk Management）態勢を定めるとともに、その管理プロセス並びに報告ルール等の具体的な取決め等を「ERM規程」で定めています。

保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、当社の自己資本等と対比し自己資本充実度を評価するとともに、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする自己管理型のリスク管理を実施しています。

②個別リスク管理

リスク管理部は、別表のとおり、各部と連携し、重要なリスクの特定およびコントロールを行っています。特に、保険引受リスク、および資産運用リスクを最重要リスクとして認識しています。

• 保険引受リスクの管理

当社において重要なリスクである保険引受リスクを適切に管理するため、定期的に保険料・保険金等の予実管理を行うとともに、契約条件別・年齢別等の損害率を把握し、取締役会等に報告を行っています。

• 資産運用リスクの管理

資産負債管理（ALM：Asset Liability Management）により、保険負債の特性を適切に踏まえた上で、資産の保有状況の分析・評価を行うことにより、財務運営の安定性の向上に努めています。

(2) リスク管理体制

当社では、次ページのリスク管理体制図のとおり、主要なリスクとその主管部を明確化し、主管部によるリスクの管理と、その統括をリスク管理部が行う体制としています。各種リスクの管理状況や統合的に評価したリスクの状況等に関して、アニコムホールディングス株式会社のリスク管理部および当社経営企画部等と連携し、「グループリスク管理委員会」にて報告・協議を行い、取締役会に報告する態勢としています。

(3) 危機管理方針

当社では、大規模な災害や事故または風評被害等により、人命、資産または当社活動が危険にさらされるような事態や、当社とお客様・代理店等との関係に重大な影響が生じるような事態に適切に対応するために「グルーブ危機管理方針」を定め、当社が被る経済的損失を極小化し、迅速な通常業務への復旧に努めることとしています。

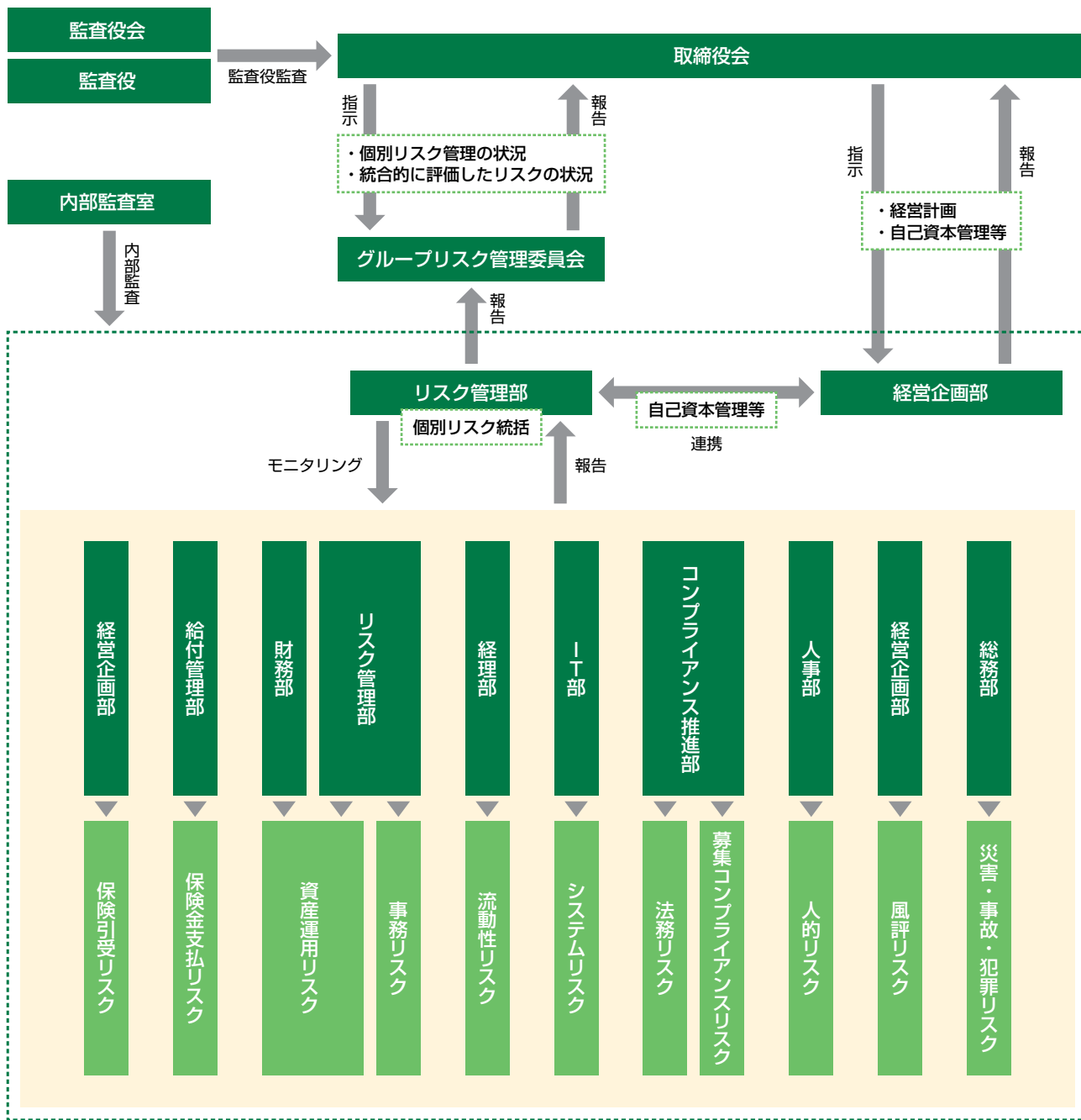
(4) 保険計理人による責任準備金の積立水準の適切性の確認

責任準備金の積立水準の適切性等については、保険計理人による確認意見書の取付け等を行っており、問題のないことを確認しています。

なお、当社では、第三分野保険を取り扱っていないため、第三分野保険の責任準備金の積立水準に関する事項（保険業法第121条第1項および保険業法施行規則第59条の2第1項第4号八）については、リスク管理の実施、保険計理人による確認等の該当はありません。

6 リスク管理

【リスク管理体制】



【個別リスク】

当社では、主要なリスクを以下のとおり分類・定義し、管理する体制としています。

①保険引受リスク

商品の開発または改定に際して、適切な保険約款や保険料率が設定されない、または、契約の引受にあたり、当社の引受方針等に則った適切な引受がなされない等のリスクをいいます。

②保険金支払リスク

保険事故の受付から保険金をお支払いするまでの一連のプロセスにおける業務上のミス等により、お客様に対し適正に保険金のお支払いができない等のリスクをいいます。

③資産運用リスク

株価や金利水準等の変動により、保有資産に評価損が生じる、並びに、保有する公社債等の発行者が債務を履行できなくなり、その元本および利息等の支払が滞る等のリスクをいいます。

④事務リスク

社員・代理店等の事務ミスや不適正な事務処理により、損失を被るリスクをいいます。

⑤流動性リスク

当社の資金ポジションが悪化し、通常よりも著しく高いコストでの資金調達または著しく低い価格での資産売却を余儀なくされる等のリスクをいいます。

⑥システムリスク

自然災害、事故、サイバー攻撃等による不正アクセス並びに情報システムの開発・運用に関する不備等により、情報システムの停止、誤作動あるいは不正使用が発生する等のリスクをいいます。

⑦法務リスク

各種法令等を遵守しないことにより損失を被る、または、法律紛争の発生により損失を被る等のリスクをいいます。

⑧募集コンプライアンスリスク

保険募集にあたり保険業法等の法令や、監督官庁である金融庁が策定した「保険会社向けの総合的な監督指針」の主旨、および日本損害保険協会が策定した「保険募集の適正な活動に関するガイドライン」を遵守しないこと等により損失を被るリスクをいいます。

⑨人的リスク

当社役職員の問題行動（不祥事および情報漏えい等）や不適切な就労環境に起因する訴訟の提起等により、お客様からの信頼や社会的信用を失い、損失を被る等のリスクをいいます。

⑩風評リスク

噂、憶測、評判などのあいまいな情報や、何らかの事象等の発生に伴う誤解、認識、誇大解釈などによって、直接的または間接的に不利益を被るリスクをいいます。

⑪災害・事故・犯罪リスク

災害・事故・犯罪に起因して、当社業務に密接な関連を有する者が、その生命・身体・資産・信用・業務遂行能力に被害を被る、もしくは、その恐れのあるリスクをいいます。

7 個人情報の保護

当社は、お客様の個人情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得し、保険契約の引受・管理や適正な保険金のお支払い、及びお客様のニーズにあった保険商品・サービスの提供・案内などのために利用しています。

また、当社では、「個人情報の保護に関する法律」及び関連ガイドライン等に則り、社内規程等を整備し、役職員及び代理店の教育・モニタリングを実施し、情報管理の徹底に取り組んでいます。

お客様の個人情報の取扱いに関しては、以下の「個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）」を定め、当社ホームページで公表しています。

個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）

当社は、お客様の信頼を全ての事業活動の原点に置き、「あんしん」のご提供を通じて、お客様の安全で快適な生活に貢献することを目指しております。

本理念のもと、当社は、個人情報取扱事業者として、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」その他の法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守して、以下のとおり個人情報を適正に取扱うとともに、その安全管理について適切な措置を講じます。また、当社代理店及び当社業務に従事している者等への指導・教育を徹底します。

なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めてまいります。

※本個人情報保護方針（プライバシーポリシー）における「個人情報」及び「個人データ」とは、特定個人情報（個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報）を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得について

業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

また、試験・研修の実施や、苦情及び相談への対応、個人データを損害保険会社等が共同利用する制度の運営等により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的について

次の業務を実施する目的並びに下記「5. グループ会社・提携先企業との共同利用について」及び「6. 情報交換制度等について」に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲内で個人情報を利用します。また、利用目的は、ご本人にとって明確になるよう努め、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

なお、利用目的は、ホームページ等で公表するほか、保険契約申込書・募集パンフレット等に記載します。また、利用目的を変更する場合には、ホームページ等に公表します。

- (1) 損害保険契約の申し込みに係る引受の審査、引受、履行及び管理
- (2) 適正な保険金の支払い
- (3) 当社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- (5) 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集及び販売並びに契約の締結、代理、媒介、取次ぎ及び管理
- (6) 当社が行う資産運用に関連したサービスの案内、提供及び管理
- (7) 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供及び管理
- (8) 上記(5)(6)(7)に付帯、関連するサービスの案内、提供及び管理
- (9) グループ各社・提携先企業等が取扱う各種商品・サービスの案内
- (10) 各種イベント・キャンペーン・セミナー等の案内、各種情報の提供
- (11) 当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (12) 市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- (13) 当社社員の採用、販売基盤（代理店等）の新設・維持管理
- (14) 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (15) 問い合わせ・依頼等への対応

- (16) その他、前記(1)から(15)に付随する業務並びにお客様とのお取引及び当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 個人データの第三者への提供及び第三者からの取得

- (1) 当社は、次の場合を除き、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。
- ・ 法令に基づく場合
 - ・ 業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
 - ・ グループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
(下記「5. グループ会社・提携先企業との共同利用について」をご覧ください。)
 - ・ 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合
(下記「6. 情報交換制度等について」をご覧ください。)
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供先から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- (1) 保険の募集、損害調査にかかる業務
- (2) 保険業務の事務処理にかかる業務
- (3) システムの開発・運用・保守にかかる業務

5. グループ会社・提携先企業との共同利用について

前記「2. 個人情報の利用目的について」(1)から(16)に記載した利用目的のため、並びに当社の持株会社アニコムホールディングス株式会社による子会社の経営管理のために、当社とアニコムグループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

- (1) 個人データの項目：住所、氏名、どうぶつ名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他
保険契約申込書等に記載された契約内容及び事故状況、保険金支払状況等の内容
- (2) 個人データ管理責任者：アニコムホールディングス株式会社

※グループ会社・提携先企業については、下記「14. 会社一覧」をご覧ください。

6. 情報交換制度等について

- (1) 当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。
- (2) 当社は、損害保険代理店の委託及び監督のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データ及び一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを、以下の制度において共同利用します。
 - ①代理店廃止等情報制度(2013年11月末日までに取得した個人データを対象とします)
 - ②合格者情報等の取扱い
 - ③代理店登録・届出の電子申請等における個人情報の取扱い
 - ④募集人・資格情報システムの登録情報の取扱い

また、当社は、保険募集人の適格性及び資質を判断する参考等とするために、代理店廃止等情報制度及び廃業等募集人情報登録制度において、損害保険会社等及び生命保険会社等との間で、保険募集人に係

7 個人情報保護

る個人データを共同利用します。(2013年12月1日以降に取得した個人データを対象とします)。

7. センシティブ情報の取扱いについて

当社は、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 相続手を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 法令等に基づく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. ご契約内容・事故に関するご照会について

ご契約内容や保険金の支払内容に関するご照会については、「どうぶつ健康保険証」に記載された照会窓口にお問い合わせください。ご照会者が本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知（利用目的等）、開示・訂正・利用停止等に関するご請求（以下、「開示等請求」といいます。）については、下記「12.お問い合わせ窓口」にお申し出ください。

請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。利用目的の通知請求及び開示等請求については、当社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細については以下の【個人情報の『開示』等請求手続き】をご覧ください。

(http://www.anicom-sompo.co.jp/policy/privacypolicy_req.html)

10. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・ 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・ 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・ 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・ 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

11. 個人データの管理について

個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要な正確性・最新性の確保に努めております。

12. お問い合わせ窓口

個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し適切かつ迅速に対応いたします。当社の個人情報の取扱いや保有個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。また、当社または当社のグループ会社・提携先企業からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスのご案内について、ご希望されない場合は、グループ会社・提携先企業に直接お申出いただくか、または下記のお問い合わせ先までご連絡ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払い等に関する連絡は対象になりません。

<お問い合わせ先>

あんしんサービスセンター：0800-888-8256

受付時間：平日 9：30～17：30 / 土日・祝日 9：30～15：30

※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

13. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話番号：03-3255-1470

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝祭日及び年末年始を除く）

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp>

14. 会社一覧

「5. グループ会社・提携先企業との共同利用について」における、アニコムグループ会社・提携先企業は、下記のとおりです。

（1）グループ会社

当社が個人データを共同して利用するグループ会社の範囲は、以下のホームページをご参照ください。

グループ会社一覧（アニコム ホールディングス株式会社ホームページ）

<http://www.anicom.co.jp/company/outline.html>

（2）提携先企業

当社が個人データを共同利用している提携先企業はありません。

15. 特定個人情報について

当社において、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する特定個人情報の取扱いについては、別途定める「特定個人情報保護基本方針」によるものとします。

（注）以上の内容は、当社業務に従事している者の個人情報については対象としておりません。

アニコム損害保険株式会社

■特定個人情報保護基本方針

当社は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について、組織として取り組むため本基本方針を定めます。

特定個人情報保護基本方針**1. 事業者の名称**

アニコム損害保険株式会社

2. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当社は、番号法をはじめとする特定個人情報保護に関係する日本の法令、国が定める指針その他の関連規範（ガイドライン等）を遵守します。

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、特定個人情報等の漏えい、滅失又はき損を防止するため、社内規程を定め、合理的で適正な安全対策を講じます。

4. 特定個人情報の適切な管理

当社は、特定個人情報の責任者を置き、定期的な点検を実施し、特定個人情報の適切な管理に努めます。

5. 苦情及びご相談窓口

当社の特定個人情報の取り扱いに関する苦情及びご相談につきましては、以下にお問い合わせください。

[お問い合わせ窓口] コンプライアンス推進部

電話番号：03-5348-3777

受付時間：午前9時～午後6時（土日祝祭日及び年末年始を除く）

アニコム損害保険株式会社

■利益相反管理基本方針

当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための基本方針を定めることを目的とした「利益相反管理基本方針」を策定しています。

また、利益相反管理統括部門をコンプライアンス推進部と定め、「利益相反のおそれのある取引」の特定及び利益相反管理に関する全社的・一元的な管理体制を統括しています。

利益相反管理基本方針の概要

1. 利益相反のおそれのある取引

「利益相反のおそれのある取引」は、保険関連業務に係る対象取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引であり、以下に掲げるものとする。

- (1) お客様の利益と当社及びアニコム ホールディングス株式会社（以下、「当社グループ会社」という）の利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益と他のお客様の利益とが相反するおそれのある取引
- (3) 当社グループ会社が保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引（個人情報保護法第15条に基づき、当社プライバシーポリシーにあらかじめ特定された利用目的に係る取引を除く）
- (4) 以上（1）から（3）に掲げるもののほか、当社グループ会社のお客様の利益の保護の観点から特に管理を必要とする取引又はその他の行為

2. 対象取引の特定方法

対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定する。

3. 対象取引の管理方法

当社は「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により当該お客様の保護を適正に確保する。

- (1) 部門の分離（情報共有先の制限）
管理対象取引を行う部門と管理対象取引に係るお客様との取引を行う部門を分離し、適切な情報遮断措置を講じる方法
- (2) 取引条件又は方法の変更
管理対象取引又は管理対象取引に係るお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 一方の取引の中止
管理対象取引又は管理対象取引に係るお客様との取引を中止する方法
- (4) 利益相反事実のお客様への開示等
管理対象取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、管理対象取引に係るお客様に適切に開示する方法（但し、当社グループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限る）
- (5) その他
以上（1）から（4）に掲げるもののほか、当社がお客様の利益の保護の観点から必要かつ適切と認める方法

なお、1つの「利益相反のおそれのある取引」に対応して、複数の管理方法が選択できるものとする。

4. 対象取引の管理体制

当社は、利益相反管理統括部署を設置し、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の集約、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施する。

また、本方針を踏まえた利益相反管理態勢の検証及び改善ならびに利益相反管理に関する役職員教育・研修を行う。

9 募集制度

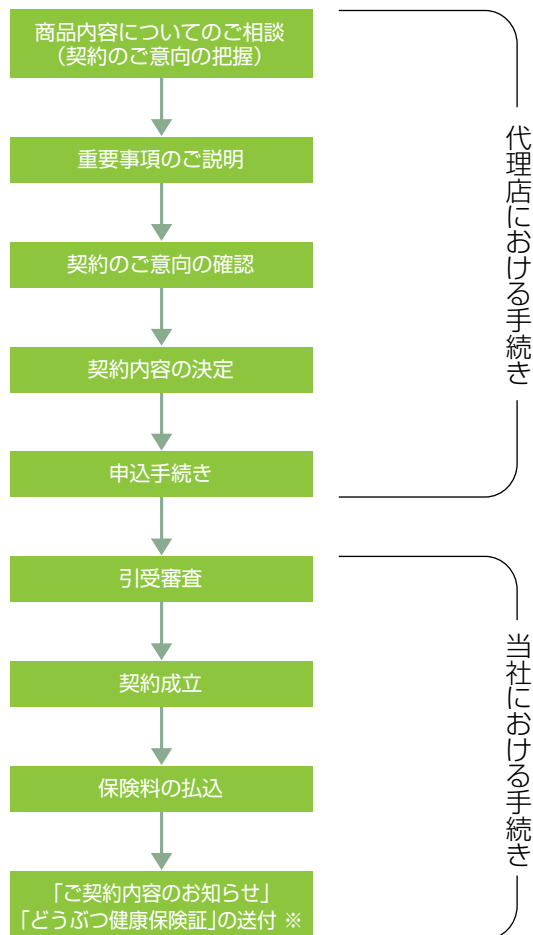
(1) ご契約のしくみ

① ご契約の手続き

当社では保険契約の募集業務において、主に損害保険代理店制度を採用しています。

保険契約を結ぶ場合、代理店はお客様との間で原則として以下の流れに沿って手続きを行います。

【保険ご契約の手続き】



※ Web保険証券はホームページ上でお客様ご自身によるダウンロードが可能です。ご希望の方には郵送により別途、保険証券を送付いたします。

② クーリングオフ制度（契約申込の撤回等）について

保険期間が1年以下の保険契約は、クーリングオフの規定において対象とされていませんが、当社では初年度契約に限り、原則クーリングオフの対象としています。

この場合、お客様がご契約をお申込みいただいた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば申込みの撤回を行うことができます。

(2) ご契約時の契約内容及びご意向の確認

「契約についてのご意向確認」

当社ではご契約プランによって、代理店である動物取扱業者備え付けのiPadやパソコン、お客様のパソコンからWebサイトを通じて、あるいは申込書へご記入いただく方法でご契約をお申込みいただけます。いずれの契約方法の場合も手続きの際に、申込書あるいはWebサイト上でご契約内容をご確認いただけます。また、ご契約内容やお手続きについてお客様によくご理解いただく必要のある事項については、「契約についての意向確認項目」にお客様ご自身でお答えいただき、ご契約内容がお客様のご意向に沿ったものであるかどうかの確認をお願いしています。



● 普通保険約款・特約

保険会社の販売する商品は、保険という目に見えない商品ですので、「普通保険約款」と「特約」でその内容を定めています。

基本的な契約内容を定めたものが「普通保険約款」であり、個々の契約内容を一部変更・補足するものが「特約」です。

● ご契約時にご注意いただきたいこと

保険契約は当社とお客様との「約束ごと」ですので、ご契約に際しては保険契約の内容を十分にご確認のうえ、申込んでいただくことが大切です。

ご契約時にご注意いただきたい事項については、パンフレット・重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）などをご覧いただき、当社社員あるいは代理店から十分な説明をお受けください。

(3) 代理店制度

代理店は、お客様のニーズに対応し、保険会社に代わって保険のご提案、ご説明を行うなどの極めて重要な役割を担っています。当社では、お客様にさらにご満足いただけるサービスを提供するために、今後も代理店の育成と代理店網の充実に力を注いでいきます。

①代理店の役割と業務内容

代理店は保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わってお客様との間で保険商品内容の説明や、保険契約の締結または媒介をすることを基本的業務としています。代理店の最も大切な役割は、お客様と当社の橋渡し役としてお客様とお客様の大切な家族の一員であるどうぶつが幸せに生活できるよう、適切な保険商品・サービスを提供することです。

②代理店登録

代理店が募集を行うためには、保険業法第276条に基づき財務局に代理店登録を行うことが必要です。また、代理店で募集に従事しようとする者は、保険業法第302条に基づき財務局に届け出る必要があります。なお、当社では、代理店で保険募集に従事する者は、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人一般試験」に合格することを要件としています。

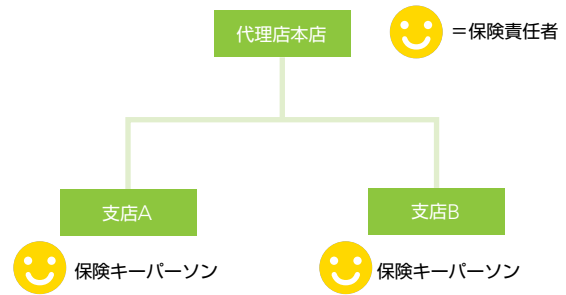
③当社代理店の業態と代理店数

代理店には、損害保険代理業を専門に営む「専業代理店」と、一般企業等の一部門として行っている「兼業代理店」とがあります。

当社は主にペットショップ（動物取扱業者）を営む傍ら保険を販売する「兼業代理店」を中心に代理店委託をしています。2018年3月末時点での代理店数は1,012社（店舗数にして8,803店）です。

④保険責任者・保険キーパーソン制度

当社の代理店では、代理店の社内で保険責任者を選出し、保険責任者は保険会社との窓口として活動します。複数の店舗を有する代理店においては、店舗毎の責任者として保険キーパーソンを選出し、保険募集における責任体制を明確に定めています。



(4) 代理店教育

一般社団法人日本損害保険協会では、2008年6月より「損害保険募集人試験」と「保険商品教育制度」を運営していましたが、2011年10月、両制度が「損害保険募集人一般試験」として統合されるとともに、損害保険業界の自主ルールとして、「損害保険募集人一般試験」の合格を代理店登録、募集人届出の要件とすることが定められました。当社では業界自主ルール制定以前から保険募集を行う際の必須要件としておりましたが、引き続き「損害保険募集人一般試験」の合格と、5年毎の更新試験を受験することにより、最新の業務知識の理解度を定期的に確認し、募集人の資質向上を図ってまいります。

また、当社ではペット保険の商品内容をはじめ、コンプライアンス、事務処理等について業務知識のチェックテストを四半期毎に行っており、常に適切な保険募集ができるよう努めています。

10 お客様本位の業務運営方針

アニコムグループは、「常にお客様の視点に立ち、お客様の求めるサービスを創り出すマーケットアウト（お客様の真のニーズにお応えすること）を意識した経営を徹底し、お客様の願いを実現するとともに、新しい価値を創造することに努める」ことを経営方針に掲げ、全従業員一丸となり、その実現に向けまい進しています。

当社では、このグループ経営方針に基づき、お客様本位の業務運営をさらに徹底すべく、本方針を定めます。

1. お客様の声を経営に活かす取組み

当社は、お客様の声をサービス改善や商品開発等の業務品質の向上に活かし、お客様との末永い信頼関係を構築するために、アフターフォロー体制や事務体制の整備を含む業務運営の質の向上に取り組みます。

【主な取組み】

- (1) 『『お客様の声』への取組み方針』を定め、お客様の声をサービス改善や商品開発等の業務品質の向上に活かすこととしています。お客様の声を経営に活かすため、「お客様の苦情」は、経営層への報告と全社的な情報共有を行い、迅速な対応に努めています。
- (2) 様々なお客様からご意見、苦情等をお伺いするため、以下の窓口を設置しています。お電話でお客様からの苦情・ご意見等をお伺いする専用窓口として、「お客様相談センター」を設けています。
ホームページにお客様からの「よくあるご質問（FAQ）」を掲載するとともに、直接お問い合わせいただけるフォームを設置し、ご照会にお答えしています。
お客様にご質問を投稿していただける「教えて！アニコム損保！」ページを設置し、ご質問内容と当社の回答を公開しています。
- (3) 会議体にてお客様からの苦情・ご意見の受付状況や、これに対する取組み状況を把握・分析し、経営に反映しています。

2. お客様にふさわしい商品・サービスの提供

当社は、お客様の状況やご意向を踏まえ、お客様本位の適正な保険商品の提案を行い、お客様に価値を感じただけの商品やサービスを提供できるよう努めています。

【主な取組み】

- (1) お客様のニーズに合った保険商品にご加入いただくために、申込み時に「ご契約のご意向確認」を実施しています。
- (2) お客様のお申込み手続きのご負担を軽減し、迅速にご契約が成立するよう、ペットショップ代理店においてタブレット端末によるお手続きを導入しています。

- (3) ペットを家族の一員と認識するお客様の増加により、ペット医療への関心が高まっている環境変化を踏まえ、お客様とペットが安心して治療を受けることができるよう、お客様のニーズに合わせてお選びいただける各種商品プランを提供しています。

3. わかりやすい情報の提供

当社は、保険商品の内容や保険料、保険金の支払条件等の重要な情報をお客様に正しくご理解いただけるよう、わかりやすい情報提供に取り組んでいます。

【主な取組み】

- (1) 保険商品に関する重要な情報を正しくご理解いただくために、「重要事項説明書」による説明を行っています。また、パンフレット等において年齢別、犬種別等の保険料を明示しています。
- (2) お客様がインターネットを通じてお申込みをされる際に、保険商品の内容を正しくご理解いただくために、見やすくわかりやすい画面構成・ご案内に努めています。

4. 迅速かつ適切な保険金のお支払い

当社は、保険金支払いの迅速性および適切性を確保し、さらなる利便性を追求することで、お客様の満足と信頼を得よう努めています。

【主な取組み】

- (1) お客様の利便性を向上させるために、動物病院の窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示すれば自己負担分を支払うだけで済む病院（アニコム損保対応病院）の拡大に取り組み、使いやすい保険を目指しています。また、LINEアプリを用いた保険金請求の仕組みを構築する等、より簡便に保険を利用していただけるよう取り組んでいます。
- (2) 保険金の支払状況や、保険金支払いに関するお客様からの苦情・ご意見等の分析結果を経営会議に報告し、常に適正な保険金の支払いが実行されるよう取り組んでいます。

5. 利益相反の適切な管理

当社は、お客様の利益を不当に害することなく適切に業務を遂行するために、利益相反のおそれのある取引を適切に把握・管理しています。

【主な取組み】

- (1) 利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とした「利益相反管理規程」を策定の上、利益相反管理統括部門および利益相反管理統括責任者を設置し、お客様の利益を不当に害することのないよう、適切に管理する体制を構築しています。
- (2) 利益相反のおそれのある取引が発現した場合、管理対象取引に係る部門間の情報遮断や対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更等、必要に応じた措置を適宜選択し、お客様の保護に努めています。

6. お客様本位の業務運営に向けた取組み

当社は、お客様との末永い信頼関係を構築していくために、研修体系の整備や人事評価制度への反映等を通じて、全役職員にお客様本位の業務運営を徹底してまいります。

【主な取組み】

- (1) コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス・リスク管理リーダー会議を四半期毎に開催し、コンプライアンスへの意識を醸成しています。また、お客様本位の業務運営の意識を強化するために、全役職員が半期毎にコンプライアンスと顧客満足に係る項目への目標を掲げ、日々の業務を遂行しています。
- (2) 各部門が策定する部門年度計画の中にコンプライアンス・プログラムに基づく重点施策を設定し、お客様本位の業務運営を行ってまいります。

11 「お客様の声」への対応

(1) 「お客様の声」への取り組み方針

■基本方針

当社は、お客様からいただいた苦情やご意見をはじめ、各種のご相談を「お客様の声」として真摯に受け止め、サービス改善や商品開発等の業務品質の向上に活かしていくことで、お客様から真に信頼していただける保険会社を目指します。

また、苦情については「天使の涙」と呼び、特に大切にするとともに、ご不満の解消と速やかな改善に努めます。

■「お客様の声」に対する取組み

1. 「お客様の声」を寄せていただいたことに対し、感謝と誠意の気持ちを持ち、お客様の立場に立って対応いたします。
2. お客様からの苦情への対応は、すべての部門で最優先事項として、迅速かつ誠実に取り組みます。
3. 苦情の原因を、お客様の立場で思考・分析し、再発防止に全社を挙げて取り組むことにより、よりよいサービス・商品の開発や業務品質の向上に活かしていきます。
4. 当社ホームページにおいて、24時間365日、どなたでも書き込み可能でオープンな「掲示板」を公開し、「お客様の声」に対して、誠実、かつ速やかにお答えするとともに、その内容をすべてのお客様に公開していきます。

(2) ご意見・ご要望をおうかがいする体制

■あんしんサービスセンター

本社、北海道支店、東北支店、中部支店、近畿支店、中四国支店、高知オフィス、九州支店内にコールセンターを設け、全国のお客様からの各種ご相談、ご照会を受け付けています。

■お客様相談センター

お客様からご意見、苦情等をおうかがいする窓口として、「お客様相談センター」を設置し、専用回線を設けています。

■ホームページ

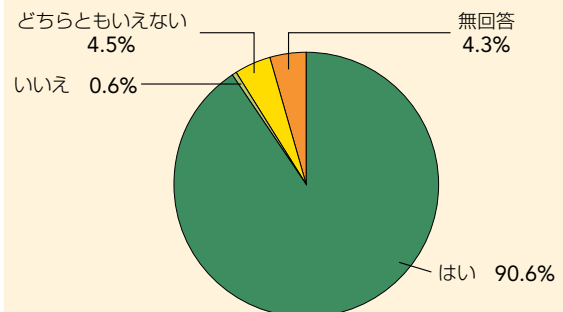
お客様からの「よくあるご質問（FAQ）」を掲載するとともに、直接お問い合わせいただけるフォームをご用意し、ご照会にお答えしています。また、お客様にご質問を投稿していただける「教えて！アニコム損保！」ページを設置し、ご質問内容と当社の回答を公開しています。

■顧客満足度アンケート

保険業務の品質向上に取り組み、お客様になお一層の安

心とご満足をいただける商品・サービスをご提供するため、保険のご契約に関するアンケートを実施しています。ペットショップ（動物取扱業者）で犬、猫等を迎えると同時にペット保険をご契約いただいた方のうち、当社のホームページを通じてペットのお名前を登録された方を対象としており、2017年度は、35,622名の方からご回答をいただきました。ご契約時の代理店の説明や態度等に関する質問にご回答いただき、満足度の低い代理店への指導・教育や、その他の業務の改善に活かしており、今後も継続的にアンケートを行い、顧客満足度を高めていきたいと考えています。

代理店から契約内容について十分な説明がありましたか？



(3) 寄せられた苦情・ご意見・ご要望の管理・対応体制

①「お客様の声」の一元管理

お客様相談窓口寄せられた苦情やご意見等をデータベース等へ集約し、コンプライアンス推進部において一元管理を行っています。

②「お客様の声」を経営に活かす体制

コンプライアンス推進部では、各部と連携し、寄せられた苦情等について、内容や原因等を分析し、経営会議を通じて業務改善や商品開発につなげています。分析結果や再発防止措置の実施状況は、四半期毎に取締役会へ報告し、検証しています。

③お客様への情報開示体制

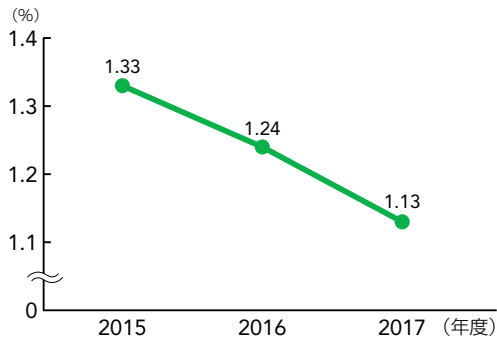
ホームページ上で、四半期毎に苦情の受付状況や概要、「お客様の声」に基づき改善した取り組み事例を開示し、お客様の信頼に応えるとともに、経営の透明性をさらに高めていきます。

(4) 「お客様の声（苦情のみ）」の受付状況（2017年4月～2018年3月）

（単位：件）

「お客様の声」区分	代表的な事例	苦情件数				合計
		17年 4月～6月	17年 7月～9月	17年 10月～12月	18年 1月～3月	
1 ご契約及び募集行為に関するもの	ご契約内容・条件などのご説明不足・誤り、お引受制限等	789	839	793	877	3,298
2 ご契約の管理・決済等に関するもの	保険料の決済関連、保険証のお届け不備等	535	464	434	489	1,922
3 保険金に関するもの	保険金のご請求・お支払方法のご説明不足・不備、お支払の遅延等	297	305	343	273	1,218
4 その他	いずれの区分にも該当しないもの	369	366	378	400	1,513
	合計	1,990	1,974	1,948	2,039	7,951

(5) 保有契約件数に対する苦情発生率(※)



※苦情発生率
各年度末の保有契約件数に対する各年度の苦情受付件数の割合

(6) 「お客様の声」に基づき改善した取り組み事例

■お客様の利便性・満足度の向上

事例1 「LINE」での保険金請求サービス開始

お客様の声

直接アニコム損保へ保険金請求する手続きが面倒、わかりにくい。

改善事例

「LINE」を利用した保険金請求を開始しました。

これまで直接アニコム損保へ保険金請求する際に必要だった書類の記入や郵送の負担を省き、約3分で簡単に保険金請求ができるようになりました。(2017年5月)



事例2 ご契約者向け補償基準の公開

お客様の声

補償対象・対象外の基準がわかりにくい。

改善事例

対応医療機関様向けに公開していた補償基準をご契約者向けにも公開しました。当社の補償対象・対象外となる具体的な薬品等をホームページ上で検索できるようにしました。(2017年6月)



事例3 マイページの利便性向上

お客様の声

マイページでクレジットカードの変更手続きが正しくできただろうかわからない。

改善事例

マイページからクレジットカードの変更履歴が確認できるようになりました。(2017年7月)



事例4 マイページでの健康割増引判定期間表示

お客様の声

健康割増引制度の判定期間がわかりにくい。

改善事例

マイページのご契約内容照会ページから健康割増引の判定期間が確認できるようになりました。(2017年12月)



11 「お客様の声」への対応

■パンフレット・帳票等の改善

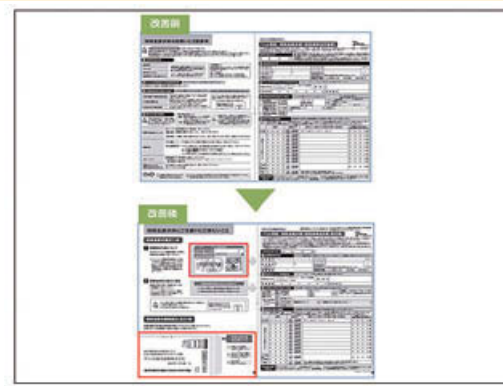
事例1 保険金請求書の改善

お客様の声

保険金請求書の書き方がわかりにくい。
保険金請求書送付用ラベルがどこにあるかわかりにくい。

改善事例

保険金請求時の注意事項について、「どうぶつ健康保険証」を参照する箇所や保険金請求書送付用ラベルの位置等をよりわかりやすく変更しました。(2017年7月)

(7) お客様から届いた感謝の声
(2017年4月～2018年3月)

内容	合計
1 保険があつてよかった	1,607
2 接客対応がよかった	240
3 死亡解約時に届いたお花が嬉しかった	342
4 どうぶつ宛にパスデーカードが届いて嬉しかった	134
5 その他	345
合計	2,668

【保険があつてよかった】

●これまで長期に亘り、大変お世話になりました。愛犬の〇〇が11歳を過ぎた頃に肝臓由来の血液検査数値の異常が発覚しました。出来る限りのことをしたつもりでしたが、御社のサービスがなければ判断が遅れることもあったかと思ひます。保険があつて本当に助けとなりました。しばらくは亡き〇〇を偲んで過ごしますが、新たに動物をむかえる際はまたお世話になりたいと思ひております。ありがとうございました。

●長い間お世話さまになりました。どうぶつ健保には、本当に助かりました。私達も〇〇と楽しく過ごすことができました。

●アニコムはたくさんの動物病院で扱ってるので旅先でも安心です。割引サービス等もありとても助かっています。

●アニコムには、〇〇が0才から17年もの間お世話になり、毎度の迅速なご対応に心から感謝しております。次の子を迎えたらまたよろしくお願ひします。長い間ありがとうございました。

●アニコムの保険が使えることが経済的にも精神的にもどれだけ救いになったかわかりません。ご心配のおはがきも頂いて涙が出るほどうれしかったです。アニコムには心からの感謝で一杯です。ありがとうございます。

●我が息子〇〇が18歳5ヶ月までアニコムには本当に本当にお世話になりました。この10年位で、わんちゃん、ネコちゃんも非常に長生きになったことを我が子で実感しています。私にとって我が子のお守りとして入らせて頂いたアニコムの保険が、後に親子で大変助けられました。安心して我が子の為の治療を受けさせられました。本当にありがとうございました。この先も多くのわんちゃん・ネコちゃん達の命の為、そして、その子達を愛してやまないご家族様の為にもアニコムのますますのご発展を心よりお祈り申し上げます。

●永きにわたりお世話になりました。愛犬〇〇は大きな病気もせず天寿を全うしました。今年に入って老いも目立って動物病院のお世話になる事が多くなってきましたが、動物病院の受付の方にも「保険続けていて良かったですね」と言われました。本当にそう思ひます。私のまわりの愛犬家の方もアニコムに入っている方がかなり増えてきます。一人でも多くの方に保険の必要性を知ってほしいです。私も自分の経験からお知らせしていこうと思ひています。幸せな16年と2ヶ月でした。ありがとうございました。

【接客対応がよかった】

- アニコムさんにはいつも本当にお世話になっている。ちょっとしたことで快く相談にのってくれて、電話して安心する。1つずつ不安が解消される。
- 以前お電話で問い合わせたところ、「とても可愛らしい三毛猫ちゃんですね」とおっしゃっていただき、とても嬉しかったです。
- 死亡解約書類の到着についてお電話した際に対応して下さった方がとてもやさしくて、「辛い時にお電話いただきありがとうございます」と、涙をこらえて話している私共の心情を察してくれました。
- アニコムさんはほんとに優しい。私の気持ちをよくわかってくれる。以前愛犬の手術の件でお電話した際に、〇〇さんに対応いただき「私も心配だから、また連絡してくださいね」と言われた。
- アニコムの方は皆さん親身になってくださって感謝している。たくさん契約者さんがいる中で、私の体調面も踏まえ相談にのって下さり、言葉にはならないくらい感謝している。

【死亡解約時に届いたお花が嬉しかった】

- 先日動物死亡による解約手続きをしたところ、アニコムからお花が届きました。突然の事で気持ちの整理もつかない中、思いもよらないお心づかい本当に嬉しかったです。さっそく写真の隣りに飾らせていただきました。本当にありがとうございました。
- 死亡解約手続後しばらくして、郵便小包が届きました。貴社からの「ここはいつもそばに」のメッセージが入ったプリザーブドフラワーが、箱の中から、出てきた時は、涙が流れました。このプリザーブドフラワーが、〇〇からのメッセージそのものであると思いました。すごく、癒されました。貴社の心遣いに感謝しています。ありがとうございました。
- 死亡解約を連絡させて頂きましたところ、先日可愛いお花が届きました。ありがとうございます。お骨、遺影の傍にお供えして「〇〇ちゃんのことを悼んでくれる方が家族以外にもいたよ」と報告いたしました。

【どうぶつ宛にバースデーカードが届いて嬉しかった】

- 毎年バースデーカードも「家族以外の方がお祝いしてくれてるよ」と、そのたび、とても嬉しかったです。
- 毎年バースデーカードを送ってくれて嬉しい。誕生日には、ケーキを買って5本のローソクを立ててお祝いしようかと思っている。
- 毎年デザインが違うので、いつもバースデーカードが届くのを楽しみにしている。

【その他】

- 健康相談サービスもあるとは知らなかった。そのようなサービスがあることはとてもありがたい。
- どうぶつの腸内細菌検査は良い取り組みだと思う。
- LINE請求がとっても簡単で便利。次回以降もLINEで請求する。
- 子犬からワンちゃんを飼うのは初めての経験で不安だったが、いつもしつけ相談を受けると不安が消えて、安心に変わった。
- LINEの熱中症予報は素敵。SNSで拡散しようと思っている。
- 窓口精算の病院が多くうれしいです。旅先でも助かると思いました。

11 「お客様の声」への対応

(8) 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

お客様が当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

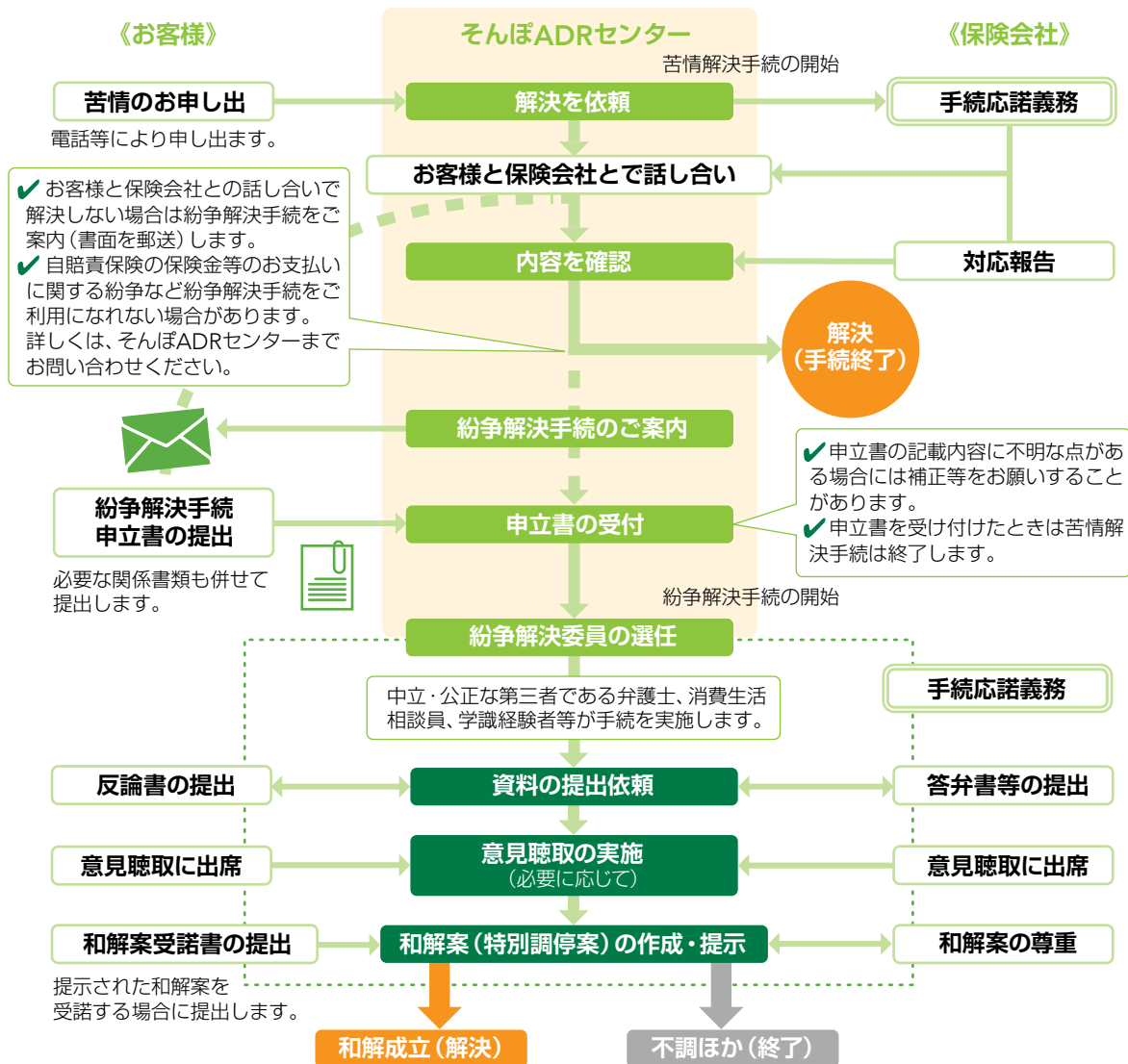
ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022808

IP電話から 03-4332-5241

（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp>）

■ 苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ ※標準的な手続の進行例です。



II

業務について



1. 保険のしくみ	44
2. 約款	44
3. 取扱商品	45
4. 保険金のお支払い	46
5. 各種サービス	49

1 保険のしくみ

(1) 保険制度

「一人は万人のために、万人は一人のために」

保険制度とは、多数の人々が、統計学に基づき算出された保険料を支払うことによって、偶然な事故により被った損害に対して、保険金を受け取ることができるという仕組みであることから、この言葉がよく用いられます。保険制度の目的は、その理論的根拠となる「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的な補償を得ることにより、個人生活や企業経営の安定を促進させることにあります。

(2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、偶然な一定の事故により生じる損害を、保険会社が補償することを約束し、その代価として保険契約者が保険料を支払うことを約束する契約をいいます（保険法第2条）。したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約となりますが、契約内容の正確を期するために保険契約申込書を作成し、その証となる保険証券等を交付します。

(3) 保険料率

保険料は、保険金支払に充当すべき純保険料と保険業の事業運営に充当すべき付加保険料で成り立っています。

お支払いいただく保険料の算出根拠となる純保険料率は、当社が合理的かつ妥当で、不当に差別的でないものとして算出し、主務官庁である金融庁から認可を得たものです。

(4) 保険料の収受・返戻

保険料は、原則としてご契約と同時に お支払いいただくこととなっています（これを「保険料即収の原則」といいます）。保険のお申込みをいただいても、定められた期日までに保険料のお支払いがないと、保険事故が起きても保険金をお支払いすることができません。なお、当社におきましては、保険料の口座振替やクレジットカードによるお支払い等、便利な方法をご用意しています。

また、保険契約の失効、解除の場合には、保険料を約款の規定に基づいてお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、それらを重要事項として予めご説明し、ご確認いただくよう努めています。

2 約款

(1) 約款の位置づけ

保険契約の内容は、普通保険約款と特約によって定められており、当社とご契約者・被保険者との具体的・個別的な権利義務関係（例えば、保険会社の保険金支払義務や、ご契約者等の告知義務）等を記載しています。

したがって、契約締結前および締結時に、当社の募集人から約款の内容について十分ご説明を受けていただくことがとても重要になります。

(2) 契約時の留意事項

①重要事項の説明および契約のご意向の確認

当社は、普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するために、パンフレット、ご契約のしおり、重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」）を作成しています。

また、当社は、「契約についての意向確認書」を使用することにより、お客様のご意向、状況に応じた内容、保険料となっていることを契約締結時にあわせてご確認いただくようにしています。

②申込書への記載事項

保険契約申込書に記載された事項は、ご契約者と当社の双方を拘束するもの（例えば、保険金の支払限度、適用保険料の決定）となります。したがって、ご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできない場合等もありますので、契約締結時に十分ご確認いただくことがとても重要になります。

(3) ご契約後の留意事項

①契約内容の変更

ご契約後に「どうぶつ健康保険証」等に記載されている内容などに変更が生じたときは、直ちに取扱代理店または当社への連絡が必要です。ご連絡が遅れると、変更が生じたときからお知らせいただくまでの期間の事故に関しては、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分ご留意いただくようお願いしています。

②「どうぶつ健康保険証」等の確認

事故が起きたとき既に保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更のご連絡を忘れていたりすることのないように、「どうぶつ健康保険証」等により保険期間や契約内容を適宜ご確認いただくことをおすすめしています。

③契約の自動継続

当社の個人向け保険商品は、原則として自動継続となっており、契約のご継続に関する手間が大幅に軽減されています。また、ご契約の満期にあわせて、当社よりご継続に関するご案内をお送りしています。

(4) 約款等に関する情報提供方法

当社は、普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するためのパンフレットや、ご契約のしおり、重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」）等の資料請求に対して、迅速に対応しています。また、ホームページに普通保険約款と特約を開示し、お客様の利便性向上にも努めています。

3 取扱商品

(1) 販売商品の一覧

① ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」

ご家庭等で飼養されている所定年齢以下の指定の動物種を対象にしています。

（モモンガ、リス、ハムスター、ネズミ、モルモット、ハリネズミ、カメ、トカゲ）につきましては、継続契約のみをご契約対象としています。

保険期間は1年、保険の対象となる診療費の70%・50%を支払限度の範囲内でお支払いします。

アニコム損保のペット保険
どうぶつ健保
ふぁみりい

- ・窓口精算対応

対象動物					補償割合	
犬	猫	鳥	うさぎ	フェレット	70%	50%
モモンガ	リス	ハムスター	ネズミ	モルモット		
ハリネズミ	カメ	トカゲ				

② ペット保険「どうぶつ健保べいびい」

「満0歳の犬、猫」をご購入されると同時にペットショップ等の動物取扱業者でご契約いただける商品です。

保険期間は1年、診療費につきましては、保険期間の初日から1ヶ月は保険の対象となる診療費の100%を、その後の11ヶ月はご契約のプランにより、70%・50%をお支払いします。

これは、どうぶつが生後間もない時期は、病気等にかかりやすいことに対応したものです。

アニコム損保のペット保険
どうぶつ健保
べいびい

- ・窓口精算対応
- ・動物取扱業代理店限定

対象動物					補償割合	
犬	猫	鳥	うさぎ	フェレット	1ヶ月目	2ヶ月目～12ヶ月目
モモンガ	リス	ハムスター	ネズミ	モルモット	100%	50%
ハリネズミ	カメ	トカゲ				70%

③ ペット保険「どうぶつ健保すまいるべいびい」

「満0歳の犬、猫」のお引渡日から1ヶ月に限り保険の対象となる診療費の100%をお支払いする商品です。

ペットショップ等の動物取扱業者が保険を付保して販売することで、お客様がより安心してご家族としてお迎えいただけるように開発した商品です。

④ ペット保険「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

前述③のペット保険「どうぶつ健保すまいるべいびい」の責任期間（1ヶ月）終了時にあわせて、ご契約いただける商品です。

アニコム損保のペット保険
どうぶつ健保
すまいる

- ・窓口精算対応
- ・動物取扱業代理店限定

対象動物					補償割合	
犬	猫	鳥	うさぎ	フェレット	1ヶ月目	2ヶ月目～12ヶ月目
モモンガ	リス	ハムスター	ネズミ	モルモット	100%	50%
ハリネズミ	カメ	トカゲ				70%

⑤ ペット保険「どうぶつ健保はっぴい」

「満1歳11ヶ月以下の鳥、うさぎ、フェレット、モモンガ、リス、ハムスター、ネズミ、モルモット、ハリネズミ、カメ、トカゲ」をご購入されると同時にペットショップ等の動物取扱業者でご契約いただける商品です。

アニコム損保のペット保険
どうぶつ健保
はっぴい

- ・窓口精算対応
- ・動物取扱業代理店限定

対象動物					補償割合	
犬	猫	鳥	うさぎ	フェレット	70%	50%
モモンガ	リス	ハムスター	ネズミ	モルモット		
ハリネズミ	カメ	トカゲ				

⑥ ペット保険「どうぶつ健保ぶち」

入院と手術の補償に特化した商品で、通院の補償はありません。

保険期間は1年、保険の対象となる診療費の70%を支払限度の範囲内でお支払いします。

アニコム損保のペット保険
どうぶつ健保
ぶち

- ・窓口精算対応

対象動物					補償割合	
犬	猫	鳥	うさぎ	フェレット	70%	
モモンガ	リス	ハムスター	ネズミ	モルモット		
ハリネズミ	カメ	トカゲ				

⑦ その他主な特約

ペット賠償責任特約

ご契約いただいたどうぶつが、他人または他人の物に咬み付いたり、引っかいたりすること等によって、他人に損害を与え、飼い主様に法律上の賠償責任が生じた場合に、保険金をお支払いする特約です。

所定の特約保険料を支払うことにより、前述①、②、④及び⑤の商品に付帯することができます。

(2) 商品の改定並びに開発の状況

- ・2008年 4月 ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保すまいる」の販売開始
- ・2015年 2月 「どうぶつ健保はっぴい」の販売開始
- ・2016年11月 「どうぶつ健保はっぴい」のご契約対象どうぶつに「モモンガ、リス、ハムスター、ネズミ、モルモット、ハリネズミ、カメ、トカゲ」を追加
- ・2017年 9月 鳥・うさぎ・フェレットの新規引受を再開（「どうぶつ健保ふぁみりい」）
- ・2017年11月 「どうぶつ健保ぶち」の販売開始

4 保険金のお支払い

当社では、適切な保険金のお支払いを通じて、将来にわたって安定して保険金が受領できる、という安心や信頼感をお客様にご提供することが保険会社の業務の根本であると考え、以下のとおり保険金のお支払い体制を構築しています。

(1) 保険金ご請求のしくみ

当社では、以下の二通りの保険金ご請求方法があります。

① アニコム損保対応病院（※）で診療を受けた場合

動物病院の窓口での診療費お支払い時に、保険金のご請求手続きをその場で行うことができます。（以下の「窓口精算システム」に記載した手続きを行っていただいた場合に限りです。）

所定のお手続きが終了したお客様には、診療費等の総額から保険金相当額を除いた自己負担額のみを病院窓口にてお支払いいただきます。

※アニコム損保対応病院は、当社と契約を交わした上で、お客様に代わって当社に保険金の請求を行います。

② アニコム損保対応病院で保険金請求手続きができなかった場合や対応病院以外の動物病院で診療を受けた場合

動物病院の窓口で、一旦診療費の全額をお支払いください。その後、お客様より直接当社へ保険金をご請求ください。当社では、お客様からの請求書類を受領後、ご指定の保険金受取口座へ保険金をお支払いします。

なお、ペット賠償責任特約（※）に係る事故が発生した場合には、速やかに当社にご連絡をいただくようお願いしています。

※ペット賠償責任特約については、45ページをご参照ください。

<アニコム損保対応病院制度について>

● 窓口精算システム

当社では、お客様がアニコム損保対応病院でペットの診療を受けた際に、動物病院の窓口で以下の手続きを行うだけで、その場で保険金のご請求手続きが完了するサービス体制を構築しています。

- ① 「どうぶつ健康保険証」を提示する
- ② 保険契約の有効性確認（※）を受ける

※保険契約の有効性確認とは、動物病院で診療を受ける時点でおお客様の保険契約が有効であり、病院の窓口での精算が可能な条件を満たしていることの確認業務をいいます。



対応病院の窓口で提示していただく「どうぶつ健康保険証」

● 充実したアニコム損保対応病院数

全国6,256病院（2018年3月末日現在）の窓口で保険金の請求手続きが完了する業界トップクラスの対応病院ネットワークを構築しています。

当社の保険金請求件数の約8割が対応病院の窓口での精算によるものです。

● アニコム損保対応病院一覧

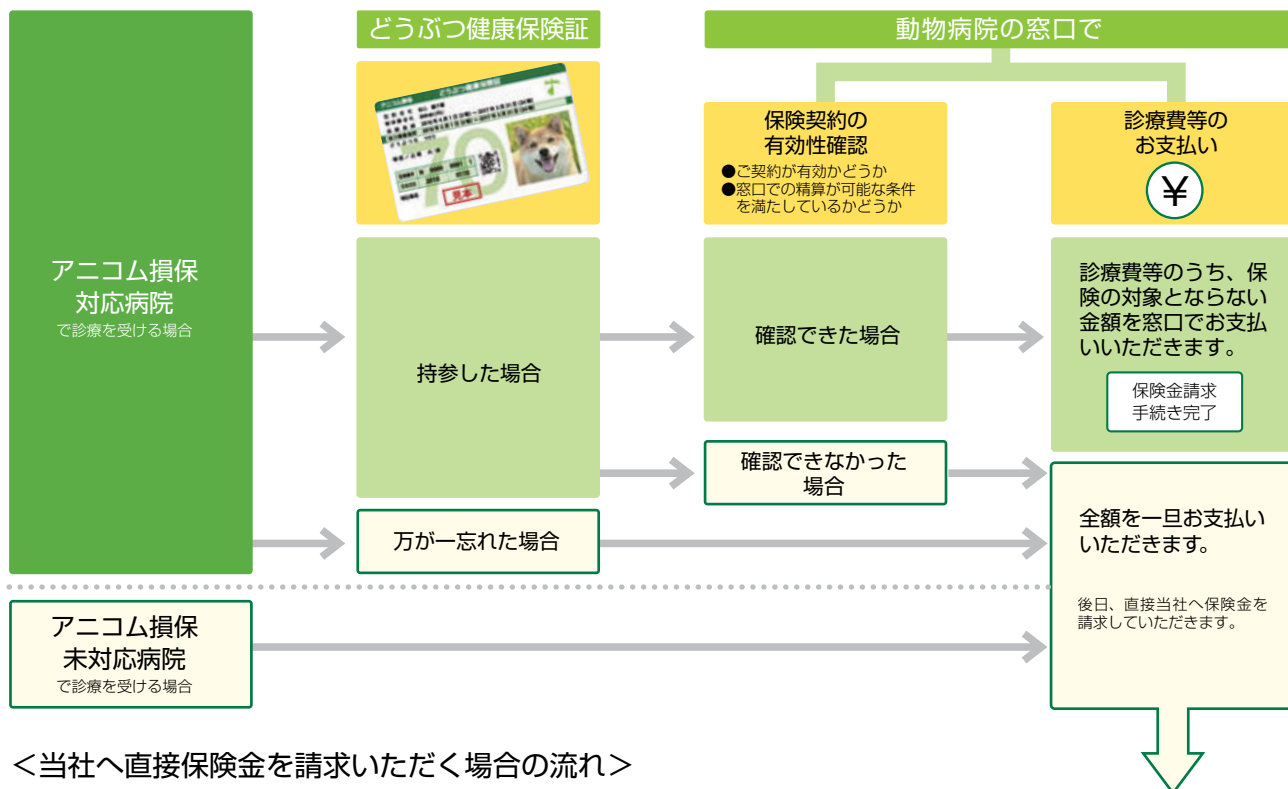
専用検索サイト上で、全国の対応病院の情報が確認できます。

(<http://www.anicom-ah.com/>)



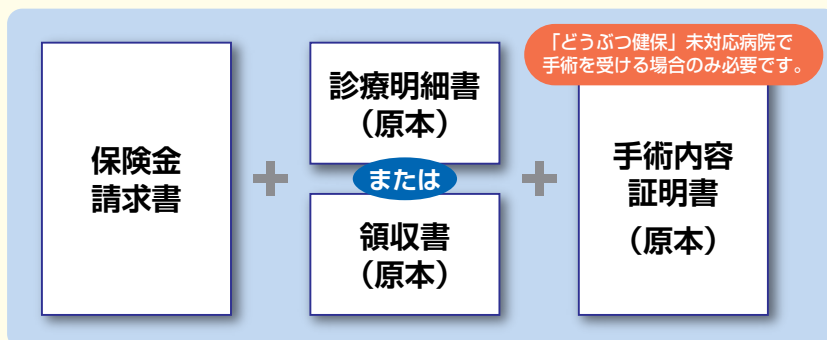
このステッカーが対応病院の目印です。

<保険金お支払いまでの標準的な流れ>



<当社へ直接保険金を請求いただく場合の流れ>

- ① 動物病院窓口で診療費等の全額を一旦お支払いの上、「診療明細書」（または「領収書」）をお受け取りいただきます。（「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受けられた場合は、「手術内容証明書」（同様の内容であれば動物病院の診断書でも可）も必要です。）
- ② 被保険者ご自身で「保険金請求書（兼医療照会同意書）」を記入していただきます。
- ③ 必要書類を当社までご送付いただきます。
診療日からその日を含めて30日以内の送付をお願いします。
- ④ 保険金のお支払いに必要なすべての書面が当社に到着した日から、その日を含めて30日以内に、被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。
ただし、保険金のお支払いにあたり、30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。
 - 保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合…………… 90日
 - 災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合…………… 60日



※ LINE公式アカウントからも保険金請求が行えます。書類の記入や郵送の手間がかからず3分程で手続きが完了します。（「どうぶつ健保ぶち」の場合、本サービスは対象外となります。）

4 保険金のお支払い

(2) 保険金のお支払い状況

2017年度の当社のペット保険にかかる保険金のお支払い状況は以下のとおりです。

① 半期ごとのお支払い状況の推移

		お支払い件数	お支払いの対象とならなかった件数
2017年度	上半期（2017年 4月～2017年9月）	1,508,198	6,363
	下半期（2017年10月～2018年3月）	1,501,928	7,759
	合 計	3,010,126	14,122

② お支払いの対象とならなかった件数およびその内訳

	理由	合計
お支払いの対象とならなかった件数	詐欺取消・詐欺無効	0
	告知義務違反解除	4
	重大事由解除	0
	支払事由非該当	4,232
	免責事由該当	9,886
	計	14,122

③ 用語の説明

用語	解説
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結等に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、契約が取消または無効となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
重大事由解除	保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こす、または反社会的勢力だと判明するなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
支払事由非該当	責任開始日前の発病など、約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
免責事由該当	保険金支払の対象とならない疾病として、ご契約時に予め取り決めていた疾病により入院した場合や、被保険者の故意など、約款・特約条項に定められた保険金をお支払いしない事由に該当するため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。

5 各種サービス

当社では、ご契約者の皆さまに、無料でご利用いただける各種サービスをご用意しています。飼い主の皆様とどうぶつの「笑顔」を生み出すための、アニコム損保ならではのサービスです。

(1) LINE公式アカウント

アニコム損保のLINE公式アカウントを友だち登録すると、以下のサービスがご利用いただけます。

■保険金の請求

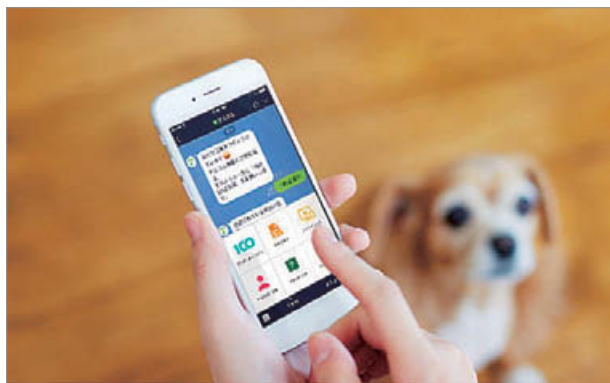
書類の記入、郵送などの手間がかからず、スマートフォンひとつでお手続きが完了します。

※「どうぶつ健保ぶち」の場合、本サービスは対象外となります。

■どうぶつホットライン

LINE上で獣医師が皆さまのご相談にお答えいたします。病気や予防に関することから、しつけや食事などの身近な悩みまでお気軽にご相談ください。

受付時間 平日10：00～17：00



(2) どうぶつライフサポートサービス

アニコム損保が、JTBグループと提携して厳選した全国のどうぶつと泊まれる宿・ホテルや関連施設にて「どうぶつ健康保険証」を提示いただくと、優待・割引サービス等の特典を受けられるほか、雑誌「いぬのきもち」「ねこのきもち」の定期購読が優待価格でお申込みいただけます。

※「どうぶつ健保ぶち」の場合、本サービスは対象外となります。



(3) 迷子搜索サポートサービス

ペット保険にご契約のどうぶつが迷子になったときは、搜索のためのご相談等をお受けします。

また、迷子搜索サポートマップ上での呼びかけ、および地域の迷子搜索隊への「迷子搜索依頼」のメール配信により、搜索のお手伝いをします。

※このサービスはアニコム パフェ株式会社が提供するサービスです。

■迷子のご相談

【アニコム パフェ かえルン！ダイヤル】0570-015-110

受付時間 平日9：30～17：30 / 土日・祝日9：30～15：30



5 各種サービス

(4) しつけ・健康相談サービス

獣医師やアニコムカウンセラーが、どうぶつに関する子育てや出産、健康に関する相談をお受けいたします。

※お電話でのご相談は予約制となっておりますのであらかじめご了承ください。

■電話でのしつけ・健康相談

【あんしんサービスセンター】0800-888-8256

受付時間 平日9:30~17:30 / 土日・祝日9:30~15:30
 土日・祝日は予約のみ承り、実際のご相談は翌営業日以降となります。

■インターネットでのしつけ・健康相談

【教えて！アニコム損保！（しつけ・健康相談編）】

※回答までのお時間は3営業日以内とさせていただきます。



(5) メール配信

メールアドレスをぜひご登録ください。以下のメール配信サービスを行っています。

1. 「申込書受付メール」

申込書が到着し、受付が完了したことをお知らせします。

2. 「どうぶつ健康保険証発送メール」（「どうぶつ健保ぶち」ご契約者以外）、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書（控）」

申込手続きが完了し、「どうぶつ健康保険証」（「どうぶつ健保ぶち」ご契約者以外）、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書（控）」等を発送したことをお知らせします。

3. 「継続案内発送メール」

「継続契約のご案内」を発送したことをお知らせします。

4. 「保険金請求受付メール」

保険金請求を受付したことをお知らせします。

5. 「保険金支払い手続き完了メール」

保険金のお支払い手続きが完了したことをお知らせします。

6. 「メールマガジン」

どうぶつの健康、予防等に関する情報を月2回配信します。



III

コーポレート データ



1. 株式の状況等	53
2. 会社の組織	54
3. 役員の状況	55
4. 会計監査人の状況	56
5. 従業員の状況等	57

(1) 株式の状況 (2018年3月31日現在)

当社は、アニコム ホールディングス株式会社の完全子会社です。

①発行する株式の種類	普通株式
②発行可能株式総数	240,000株
③発行済株式総数	143,740.4株

(2) 基本事項

①事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
②定時株主総会	毎事業年度終了後4ヶ月以内に開催します。
③基準日	3月31日
④公告方法	電子公告により行います。(http://www.anicom-sompo.co.jp/company/finance/) ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

(3) 株主総会の開催状況

■第13回定時株主総会

<開催日> 2018年6月27日(水)

<報告事項>

第13期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件
上記について報告しました。

<決議事項>

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

上記議案は、原案のとおり承認可決されました。

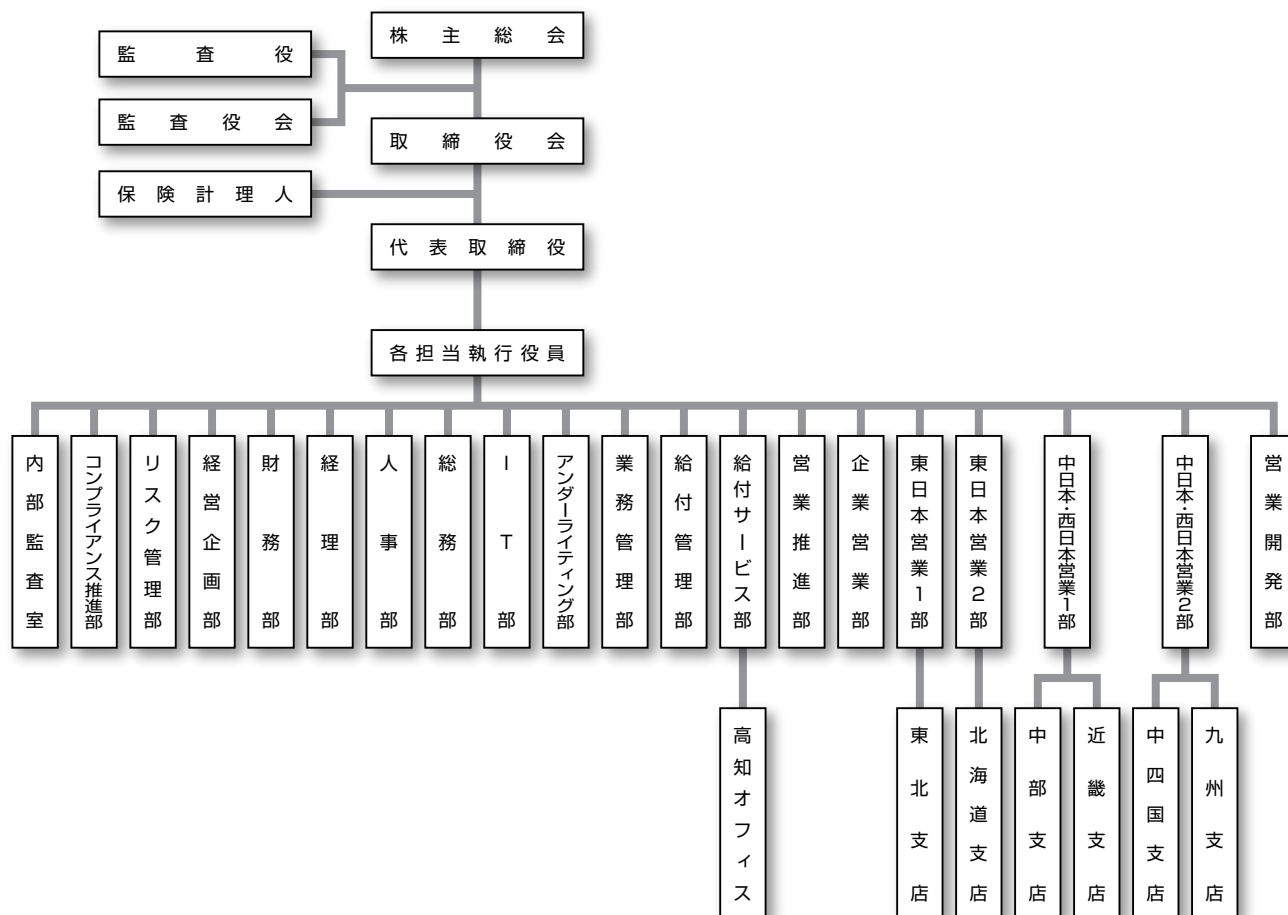
(4) 資本金の推移および新株発行の状況

年月日	発行済株式総数(普通株式)		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
2006年1月26日	60,000株	60,000株	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	アニコム インシュアランス プランニング(株)として設立
2006年2月28日	—	—	1,500百万円	3,000百万円	△1,500百万円	—	資本準備金を資本金へ組み入れ
2006年4月3日	1,740.4株	61,740.4株	—	3,000百万円	114百万円	114百万円	親会社であるアニコム インターナショナル(株)(※)より、ペット保険の営業基盤の譲受
2007年10月12日	20,000株	81,740.4株	500百万円	3,500百万円	500百万円	614百万円	アニコム インターナショナル(株)(※)に対する割当増資
2009年3月17日	24,000株	105,740.4株	600百万円	4,100百万円	600百万円	1,214百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2010年3月18日	10,000株	115,740.4株	250百万円	4,350百万円	250百万円	1,464百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2012年3月19日	14,000株	129,740.4株	350百万円	4,700百万円	350百万円	1,814百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2013年9月20日	14,000株	143,740.4株	350百万円	5,050百万円	350百万円	2,164百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資

※ 現アニコム ホールディングス株式会社

2 会社の組織 (2018年7月1日現在)

本社機構は、独立した部によって構成され、それぞれ所管業務を担当しています。
営業の拠点として、札幌、仙台、名古屋、大阪、岡山、福岡に支店を設置しています。



店舗所在地一覧 (2018年7月1日現在)

■北海道支店

所在地 | 〒060-0061 北海道札幌市中央区南一条西
6丁目15番地1 札幌あおばビル3階
電話番号 | 011-232-2336

■東北支店

所在地 | 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1-12-30
太陽生命仙台駅北ビル6階
電話番号 | 022-225-0031

■中部支店

所在地 | 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-4-1
広小路栄ビルディング4階
電話番号 | 052-218-6350

■近畿支店

所在地 | 〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見2-2-53
大阪東京海上日動ビルディング14階
電話番号 | 06-6943-7510

■中四国支店

所在地 | 〒700-0903 岡山県岡山市北区幸町8-29
三井生命岡山ビル7階
電話番号 | 086-233-7371

■九州支店

所在地 | 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-9-25
東晴天神ビルディング6階
電話番号 | 092-714-2285

■高知オフィス

所在地 | 〒780-0053 高知県高知市駅前5-5
大同生命高知ビル5階
電話番号 | 088-800-1071

3 役員状況

(2018年7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴		担当
代表取締役 社長執行役員	野田 真吾 (1976年2月15日生)	1999年 4月 2005年 10月	三信株式会社(現エムエスティ保険サービス株式会社) 入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社	統括 内部監査室
		2010年 4月 2015年 6月 2018年 6月	当社 執行役員 当社 代表取締役社長 当社 代表取締役 社長執行役員(現任)	
取締役 会長執行役員	小森 伸昭 (1969年5月2日生)	1992年 4月 2000年 4月 2000年 7月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 anicom(動物健康促進クラブ) 理事長 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 代表取締役社長	統括
		2006年 1月 2015年 6月 2017年 3月 2018年 6月 2018年 6月	当社 代表取締役社長 当社 代表取締役会長 株式会社AHB 取締役(現任) 当社 取締役 会長執行役員(現任) アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役 社長執行役員(現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役 社長執行役員 株式会社AHB 取締役	
取締役 専務執行役員	百瀬 由美子 (1967年9月8日生)	1991年 4月 2000年 4月 2000年 7月 2003年 5月 2005年 8月 2006年 1月 2010年 7月 2015年 6月 2018年 6月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 anicom(動物健康促進クラブ) 理事 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 同社 取締役 同社 常務取締役 当社 取締役 当社 常務取締役 当社 専務取締役 当社 取締役 専務執行役員(現任)	コンプライアンス推進部 リスク管理部 業務管理部
取締役 常務執行役員	山田 建二 (1965年8月31日生)	1989年 4月 2007年 4月 2014年 1月 2018年 6月	日本生命保険相互会社 入社 当社 入社 当社 執行役員 当社 取締役 常務執行役員(現任)	営業統括
取締役 執行役員	畑古 明宏 (1969年4月25日生)	1992年 4月 2006年 12月 2006年 12月 2018年 6月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 当社 入社 当社 取締役 当社 取締役 執行役員(現任)	企業営業部
取締役 執行役員	花岡 慎 (1969年4月3日生)	1992年 4月 2014年 4月 2014年 6月 2018年 6月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 当社 入社 当社 執行役員 当社 取締役 執行役員(現任)	経営企画部
取締役 (社外)	栗山 泰史 (1952年9月4日生)	1975年 4月 2007年 4月 2009年 7月 2013年 7月 2013年 7月 2013年 9月 2018年 6月	安田火災海上保険株式会社(現損保ジャパン日本興亜株式会社) 入社 株式会社損害保険ジャパン 常務執行役員 一般社団法人日本損害保険協会 常務理事 丸紅セーフネット株式会社 常勤監査役 一般社団法人日本損害保険協会 シニアフェロー(現任) 一般社団法人日本損害保険代理業協会 アドバイザー(現任) 当社 取締役(現任) (主要な兼職状況) 一般社団法人日本損害保険協会 シニアフェロー 一般社団法人日本損害保険代理業協会 アドバイザー	—
執行役員	大久保 弘二 (1971年5月21日生)	1994年 4月 2008年 1月 2008年 6月	センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	経理部
執行役員	鷺見 寛 (1954年8月24日生)	1977年 4月 1981年 1月 1997年 6月 2004年 9月 2010年 4月 2011年 4月	AFIA日本支社 入社 オールスタート保険会社日本支社(現セゾン自動車火災保険株式会社) 入社 同社 取締役 セコム損害保険株式会社 入社 当社 入社 当社 執行役員(現任)	アンダーライティング部
執行役員	三宅 美奈 (1972年6月26日生)	1997年 4月 2001年 12月 2015年 6月	ジャパンツアースシステム株式会社 入社 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	人事部 総務部

3 役員 の 状 況

(2018年7月1日現在)

役名及び職名	氏 名 (生年月日)	略 歴		担 当
執行役員	まるお めいじ 丸尾 明治 (1972年7月18日生)	1997年 4月 2006年 3月 2015年 6月	株式会社国際教育センター 入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	IT部
執行役員	みやの かんすけ 宮野 堪介 (1977年3月3日生)	2000年 9月 2016年 4月	株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	財務部
執行役員	とくなが しげお 徳永 繁郎 (1970年11月26日生)	1994年 4月 2002年11月 2003年11月 2018年 6月	株式会社トヨタレンタリース東京(現トヨタモビリティサービス株式会社) 入社 日本生命保険相互会社 入社 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	給付管理部 給付サービス部
執行役員	いちかわ きみこ 市川 幸子 (1977年10月26日生)	2000年 4月 2006年 3月 2007年 2月 2018年 6月	伊勢久株式会社 入社 株式会社ミダック 入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	営業推進部 営業開発部
執行役員	いしがき しん 石黒 辰 (1972年4月30日生)	1995年 4月 2006年 1月 2018年 6月	株式会社玉光堂 入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	東日本営業1部 東日本営業2部
執行役員	くりはら さとる 栗原 暁 (1977年5月16日生)	2001年12月 2004年 3月 2018年 6月	青年海外協力隊 赴任 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	中日本・西日本営業1部 中日本・西日本営業2部
常勤監査役	ふじた しんいちろう 藤田 信一郎 (1945年10月30日生)	1968年 4月 2006年 1月 2008年 6月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 内部監査室長 当社 常勤監査役(現任)	—
監査役 (社外)	おかべ しんいち 岡部 紳一 (1950年1月19日生)	1973年 4月 2004年10月 2004年10月 2012年 4月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 経営企画室 主幹 BELFOR Japan株式会社 取締役 当社 監査役(現任)	—
監査役 (社外)	よしおか しょうこ 吉岡 祥子 (1976年6月29日生)	2004年10月 2006年11月 2011年 1月 2014年12月 2015年 4月 2015年 6月 2016年 6月	弁護士登録 牧野総合法律事務所 入所 本間合同法律事務所 入所 日本弁護士連合会 研修・業務支援室嘱託 赤坂総合法律事務所 入所 日本弁護士連合会 研修・業務支援室長(現任) 株式会社第一測範製作所 監査役(現任) 当社 監査役(現任)	—

4 会 計 監 査 人 の 状 況

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

臼 倉 健 司

日下部 恵 美

※新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日より、法人名称を「EY新日本有限責任監査法人」に変更しております。

(1) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

人員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
399名	33.9歳	4.4年	4,947千円

(注) 1. 人員数には、兼務役員、社外への出向者およびパートタイマー等の臨時従業員は含みません。
2. 平均勤続年数はアニコムグループ会社における在籍期間を通算して算出しています。
3. 平均給与額は基準外給与を含んでいます。

(2) ダイバーシティの推進

当社では、すべての社員が人と人とのつながりを尊重し、そのつながりから多くのことを学ぶことによって自らの成長を日々促進させ、企業の成長および社会の発展に寄与していくことを目的として、ダイバーシティを推進しています。

①女性活躍支援

当社では、全従業員に対する女性の割合が約60%、管理職は全体の約30%を占めています。また出産を迎えたほぼ全ての女性が産休・育児休暇を取得しており、復職後も法定を超える小学校3年生修了まで短時間勤務制度を活用し、育児と仕事を両立できるよう支援しています。

②障がい者活躍支援

人事部が主体となり雇用の促進に積極的に取り組むとともに、必要に応じて配属部門に「支援担当者」を配置し、個々の状況に応じた支援体制を構築しています。

③ワークライフバランス向上への取り組み

ダイバーシティの推進にあたっては、社員一人ひとりの能力が発揮され、いきいきと働き続けられる環境づくりが不可欠です。当社では、次世代育成支援対策推進法への対応にも力を入れており、子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けた証とされる「くるみんマーク」を取得しています。また、在宅型テレワークを導入するなど、継続的な取り組みを進め、更なるワークライフバランス向上を目指した環境づくりに努めています。



(3) 採用方針

新卒採用者数の推移 (各年度4/1時点)

2017年度	23名
2016年度	83名
2015年度	23名

当社では、オープンで公正な採用を基本方針とし、学歴、年齢、国籍等にとらわれず、人物本位の採用を行っています。広い視野を持ち、自らの実行力をもって常に成長し、新しいことを生み出し続けることができる人材の採用を目指しています。

また、学生を対象に当社への理解を深めていただくとともに、「会社とは」「仕事とは」といった社会人に向けてのイメージを高める場として、定期的にインターンシップを開催しています。

(4) 社員教育・能力開発

当社では、常にオープンで公平な教育機会を提供し、個々の能力や適性を尊重しながら互いに協力し、自由に競い合うことで加速度的な成長を遂げることを目的とし、人材育成・能力開発に努めています。さらに何事にも勇気をもって実践することによって社員が自己成長を遂げ、真のプロ人材となるよう育成に取り組んでいます。

①先輩社員制度

内定者1名に対して若手社員を1名ずつ配置し、内定から入社までのサポートやコミュニケーションの活性化を図り、入社後スムーズに活躍できるよう「自律型社員」の早期育成に取り組んでいます。

②教育・研修制度

当社の教育体系は、職務を通して学ぶOJTのほか、階層別の集合研修 (Off-JT)、自己啓発として幅広く知識を習得する「アニコム大学」やEラーニングを通して全社員の知識レベルの維持・向上のためのテストを通年で実施しています。

③ジョブローテーション制度

当社では、能力開発を目的として戦略的に配置転換や異動を行う「ジョブローテーション」を実施しています。一つの分野に限定することなく多くの業務に携わることで、会社の全体像や各部署の重要性を実体験として理解することができるのと同時に、経営的な視点を持てる人材の育成や、新たなビジネスの創出へとつなげていきます。

(5) 福利厚生制度

当社では、社員とその家族の健康的で豊かな生活を支える一助として、個々の価値観、ライフスタイル、多様なニーズに対応した福利厚生制度の充実に努めており、法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、特別休暇制度、従業員持株会、慶弔見舞金、ペットの慶弔休暇、育児手当等の諸制度を設けています。

(6) 人権啓発への取り組み

当社では、社員が法令等を遵守し、人権を尊重した企業活動を行うべく教育研修を行うとともに、特に次の事項については最大限尊重して行動することを求めています。

①人権の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重して行動すること。

②差別の禁止

人権は、世界的に認められた価値基準であることを認識し、性別、年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教、社会的地位又は門地等を理由とする差別や人権侵害は、決して容認しないこと。

③ハラスメントの禁止

セクシュアル・ハラスメント等のいかなるハラスメントも容認しないこと。

なお、当社はセクシュアル・ハラスメント等職場での人権問題の解決に向け、アニコムグループ内および社外に相談窓口（ホットライン）を設置しています。

IV 業績データ



IV-1 主要な業務に関する事項

1. 直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標……………60
2. 業務の状況を示す指標……………61

IV-2 財産の状況

1. 計算書類……………72
2. リスク管理債権……………78
3. 債務者区分に基づいて区分された債権……………79
4. 単体ソルベンシー・マージン比率……………80
5. 時価情報……………81
6. 会計監査及び代表者による財務諸表に
関する確認書……………82

- 損害保険用語の解説……………83

1 直近の5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
正味収入保険料	18,087	21,733	25,370	28,068	31,290
経常収益	18,210	22,300	26,130	28,573	31,743
経常利益	633	1,366	2,537	2,666	1,924
当期純利益	383	912	1,709	1,788	1,391
資本金の額及び発行済株式の総数	5,050 (143,740.4株)	5,050 (143,740.4株)	5,050 (143,740.4株)	5,050 (143,740.4株)	5,050 (143,740.4株)
純資産額	7,064	8,033	9,021	10,231	11,595
総資産額	17,358	20,736	23,554	26,038	28,912
特別勘定又は積立勘定として経理された資産額	—	—	—	—	—
責任準備金残高	7,476	9,093	10,330	11,253	12,556
貸付金残高	—	—	—	343	343
有価証券残高	11,292	15,042	10,518	5,813	4,440
単体ソルベンシー・マージン比率	295.1%	290.2%	299.5%	325.2%	345.4%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	253名	287名	316名	386名	399名

2 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

<正味収入保険料>

(単位：百万円)

種目	2015年度			2016年度			2017年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	0	0.0	△7.6	0	0.0	△3.9	△0	0.0	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	25,370	100.0	16.7	28,068	100.0	10.6	31,290	100.0	11.5
(うちペット保険)	(25,370)	(100.0)	(16.7)	(28,068)	(100.0)	(10.6)	(31,290)	(100.0)	(11.5)
合計	25,370	100.0	16.7	28,068	100.0	10.6	31,290	100.0	11.5

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

<元受正味保険料>

(単位：百万円)

種目	2015年度			2016年度			2017年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	25,370	100.0	16.7	28,068	100.0	10.6	31,290	100.0	11.5
(うちペット保険)	(25,370)	(100.0)	(16.7)	(28,068)	(100.0)	(10.6)	(31,290)	(100.0)	(11.5)
合計	25,370	100.0	16.7	28,068	100.0	10.6	31,290	100.0	11.5

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

② 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額

<受再正味保険料>

(単位：百万円)

種目	2015年度			2016年度			2017年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	0	100.0	△7.6	0	100.0	△3.9	△0	100.0	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うちペット保険)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	0	100.0	△7.6	0	100.0	△3.9	△0	100.0	—

(注) 受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

<支払再保険料>

該当ありません。

③ 解約返戻金の額

(単位：百万円)

種目	2015年度	2016年度	2017年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	296	367	458
(うちペット保険)	(296)	(367)	(458)
合計	296	367	458

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

2 業務の状況を示す指標

④ 保険引受利益の額

＜保険引受利益＞

(単位：百万円)

区分	2015年度	2016年度	2017年度
保険引受収益	25,370	28,068	31,290
保険引受費用	17,394	18,968	21,771
営業費及び一般管理費	5,942	6,755	7,920
その他収支	—	—	—
保険引受利益	2,033	2,344	1,598

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

＜種目別保険引受利益＞

(単位：百万円)

種目	2015年度	2016年度	2017年度
火災	0	0	0
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	2,033	2,344	1,598
(うちペット保険)	(2,033)	(2,344)	(1,598)
合計	2,033	2,344	1,598

⑤ 正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額

＜正味支払保険金＞

(単位：百万円)

種目	2015年度			2016年度			2017年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	0	0.0	0.0	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	13,547	100.0	14,901	100.0	10.0	16,591	100.0	11.3	
(うちペット保険)	(13,547)	(100.0)	(14,901)	(100.0)	(10.0)	(16,591)	(100.0)	(11.3)	
合計	13,547	100.0	14,901	100.0	10.0	16,591	100.0	11.3	

(注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

＜元受正味保険金＞

(単位：百万円)

種目	2015年度			2016年度			2017年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	13,547	100.0	14,901	100.0	10.0	16,591	100.0	11.3	
(うちペット保険)	(13,547)	(100.0)	(14,901)	(100.0)	(10.0)	(16,591)	(100.0)	(11.3)	
合計	13,547	100.0	14,901	100.0	10.0	16,591	100.0	11.3	

⑥受再正味保険金の額及び回収再保険金の額

＜受再正味保険金＞

(単位：百万円)

種目	2015年度			2016年度			2017年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	0	100.0	0.0	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うちペット保険)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	0	100.0	0.0	—	—	—

(注) 受再保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

＜回収再保険金＞

該当ありません。

(2) 保険契約に関する指標

①契約者配当金

該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	2015年度			2016年度			2017年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	—	—	—	529.5	—	529.5	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	56.9	29.7	86.6	56.5	31.2	87.7	56.2	33.8	90.0
(うちペット保険)	(56.9)	(29.7)	(86.6)	(56.5)	(31.2)	(87.7)	(56.2)	(33.8)	(90.0)
合計	56.9	29.7	86.6	56.5	31.2	87.7	56.2	33.8	90.0

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	2015年度			2016年度			2017年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	60.1	31.1	91.2	58.9	32.1	91.0	59.2	35.2	94.4
(うちペット保険)	(60.1)	(31.1)	(91.2)	(58.9)	(32.1)	(91.0)	(59.2)	(35.2)	(94.4)
合計	60.1	31.1	91.2	58.9	32.1	91.0	59.2	35.2	94.4

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

2 業務の状況を示す指標

④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2015年度	2016年度	2017年度
国内	100.0%	100.0%	100.0%
海外	—	—	—

⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

該当ありません。

⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

該当ありません。

⑦ 未収再保険金の額

該当ありません。

(3) 経理に関する指標

① 支払備金の額及び責任準備金の額

<支払備金>

(単位：百万円)

種目	2015年度末	2016年度末	2017年度末
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	1,558	1,739	1,952
(うちベット保険)	(1,558)	(1,739)	(1,952)
合計	1,558	1,739	1,952

<責任準備金>

(単位：百万円)

種目	2015年度末	2016年度末	2017年度末
火災	0	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	10,330	11,253	12,556
(うちベット保険)	(10,330)	(11,253)	(12,556)
合計	10,330	11,253	12,556

② 責任準備金積立水準

当社にて取扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率を記載していません。

③責任準備金の残高の内訳

<2016年度末>

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	10,354	899	—	—	—	11,253
(うちペット保険)	(10,354)	(899)	—	—	—	(11,253)
合計	10,354	899	—	—	—	11,253

<2017年度末>

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	11,554	1,002	—	—	—	12,556
(うちペット保険)	(11,554)	(1,002)	—	—	—	(12,556)
合計	11,554	1,002	—	—	—	12,556

(注) 地震保険の責任準備金については、普通責任準備金欄に記載しております。

④引当金の期末残高及び期中の増減額

<2016年度>

(単位：百万円)

区分	2015年度末残高	2016年度増加額	2016年度減少額		2016年度末残高	
			目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	48	—	0	48
	個別貸倒引当金	15	72	—	1	85
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
賞与引当金	130	156	130	—	156	
価格変動準備金	32	8	—	—	41	
合計	179	285	130	1	331	

<2017年度>

(単位：百万円)

区分	2016年度末残高	2017年度増加額	2017年度減少額		2017年度末残高	
			目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	48	98	—	0	147
	個別貸倒引当金	85	1	—	52	34
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
賞与引当金	156	154	156	—	154	
価格変動準備金	41	6	—	—	48	
合計	331	261	156	52	384	

2 業務の状況を示す指標

⑤貸付金償却の額
該当ありません。

⑥資本金等明細表
資本金等の明細につきましては、P.77の株主資本等変動計算書をご参照ください。

⑦損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、発生損害率が1%上昇すると仮定しています。	
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
経常利益の減少額	2016年度	272百万円 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円
	2017年度	300百万円 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

⑧期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
2013年度	1,142	1,087	45	9
2014年度	1,291	1,181	61	48
2015年度	1,435	1,300	75	60
2016年度	1,558	1,398	97	62
2017年度	1,739	1,615	81	43

（注）1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

⑨事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表
該当ありません。

⑩事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分	2015年度	2016年度	2017年度
人件費	2,456	2,747	2,761
物件費	4,270	4,828	5,988
税金	166	194	227
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	0	0	0
諸手数料及び集金費	1,591	1,996	2,660
合計	8,485	9,767	11,639

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用方針

当社の資産運用は、将来の保険金支払に備えるため、「安全性」「流動性」の確保に努めており、「収益性」「公共性」を総合的に判断し、リスク管理に十分留意した運用を実施しております。

また、健全な財務基盤の維持と純資産価値の拡大とともに、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、社会・公共の福祉に資するという哲学のもと、分散投資を行ってまいります。

②資産運用リスク管理の体制

当社では、運用フロント業務を財務部、運用事務を経理部、リスク管理をリスク管理部が担当するという役割分担のもと、不測の事態が生じないように、定性・定量の両面から市場リスク・信用リスクを把握し、適切なリスク管理に取り組んでおります。

③資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
預貯金	7,121	30.2	13,962	53.6	17,828	61.7
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	10,518	44.7	5,813	22.3	4,440	15.4
貸付金	—	—	343	1.3	343	1.2
土地・建物	883	3.7	841	3.2	818	2.8
運用資産計	18,523	78.6	20,960	80.5	23,430	81.0
総資産	23,554	100.0	26,038	100.0	28,912	100.0

④利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円)

区分	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
		利回り%		利回り%		利回り%
預貯金	3	0.08	1	0.02	1	0.01
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	328	2.23	300	4.06	233	4.24
貸付金	—	—	1	0.62	2	0.68
土地・建物	1	0.49	14	1.70	16	1.95
小計	333	1.79	318	1.63	253	1.14
その他	—	—	—	—	—	—
合計	333	—	318	—	253	—

(注) 利回りは(収入金額÷月平均運用額)で算出しています。

⑤海外投融資残高及び海外投融資利回り

該当ありません。

⑥商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

2 業務の状況を示す指標

⑦保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
株式	420	4.0	435	7.5	471	10.6
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	10,098	96.0	5,377	92.5	3,968	89.4
合計	10,518	100.0	5,813	100.0	4,440	100.0

⑧保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	2015年度	2016年度	2017年度
公社債	—	—	—
株式	2.06	2.10	0.7
外国証券	—	—	—
その他の証券	2.24	4.23	4.54
合計	2.23	4.06	4.24

⑨有価証券の種類別の残存期間別残高

<2016年度>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	435	435
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	5,377	5,377
合計	—	—	—	—	—	5,813	5,813

<2017年度>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	471	471
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	3,968	3,968
合計	—	—	—	—	—	4,440	4,440

⑩業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	2015年度末			2016年度末			2017年度末		
	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%
金融保険業	11,000	14	3.5	—	—	—	4,100	4	0.9
商業	96,000	221	52.6	46,425	396	91.1	20,625	385	81.8
化学	57,000	78	18.7	—	—	—	2,600	10	2.2
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報・通信	—	—	—	10,000	29	6.7	4,900	13	2.8
サービス	8,800	34	8.2	—	—	—	3,200	15	3.3
その他製品	62,000	62	14.7	—	—	—	—	—	—
機械	—	—	—	—	—	—	12,300	26	5.6
輸送用機器	—	—	—	—	—	—	2,700	4	0.9
その他	7,000	9	2.2	7,000	9	2.2	4,100	11	2.4
合計	241,800	420	100.0	63,425	435	100.0	54,525	471	100.0

⑪貸付金の残存期間別の残高

<2016年度>

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
		国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	343
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	343	—	343
その他	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
合計	固定金利	—	—	—	—	343	—	343
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	343	—	343

<2017年度>

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
		国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	343
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	343	—	343
その他	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
合計	固定金利	—	—	—	—	343	—	343
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	343	—	343

⑫担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区分	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
担保貸付	—	—	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—	—	—
信用貸付	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	343	100.0	343	100.0
一般貸付計	—	—	343	100.0	343	100.0
	うち劣後特約付貸付	—	—	—	—	—
約款貸付	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	343	100.0	343	100.0

2 業務の状況を示す指標

⑬ 使途別の貸付金残高及び構成比

(単位：百万円)

区分	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
設備資金	—	—	—	—	—	—
運転資金	—	—	343	100.0	343	100.0
合計	—	—	343	100.0	343	100.0

⑭ 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
農林・水産業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
サービス業等	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	343	100.0	343	100.0
(うち個人住宅・消費者ローン)	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	343	100.0	343	100.0
公共団体	—	—	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—	—	—
約款貸付	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	343	100.0	343	100.0

(注) 業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

⑮ 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
大企業	—	—	—	—	—	—
中堅企業	—	—	—	—	—	—
中小企業	—	—	343	100.0	343	100.0
その他	—	—	—	—	—	—
一般貸付計	—	—	343	100.0	343	100.0

(注) 1. 大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。

2. 中堅企業とは、1の「大企業」および3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3. 中小企業とは、資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

4. その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等をいいます。

⑩貸付金地域別内訳

(単位：百万円)

区分	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
首都圏	—	—	343	100.0	343	100.0
近畿圏	—	—	—	—	—	—
上記以外の地域	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	343	100.0	343	100.0

(注) 地域区分は当社取扱部店所在地による分類です。

⑪有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	2015年度末	2016年度末	2017年度末
土地	483	473	473
営業用	—	—	—
賃貸用	483	473	473
建物	400	367	345
営業用	219	191	174
賃貸用	181	176	171
建設仮勘定	3	—	—
営業用	3	—	—
賃貸用	—	—	—
合計	887	841	818
営業用	223	191	174
賃貸用	664	650	644
リース資産	4	3	2
その他の有形固定資産	293	343	268
有形固定資産合計	1,185	1,188	1,087

(5) 特別勘定に関する指標

①特別勘定資産残高

該当ありません。

②特別勘定資産

該当ありません。

③特別勘定の運用収支

該当ありません。

1 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2016年度 (2017年3月31日現在)	2017年度 (2018年3月31日現在)
(資産の部)		
現金及び預貯金	13,963	17,828
現金	0	0
預貯金	13,962	17,828
有価証券	5,813	4,440
株式	435	471
その他の証券	5,377	3,968
貸付金	343	343
有形固定資産	1,188	1,087
土地	473	473
建物	367	345
工具、器具及び備品	308	243
リース資産	3	2
その他の有形固定資産	35	23
無形固定資産	669	1,140
ソフトウェア	474	692
ソフトウェア仮勘定	195	447
その他資産	3,664	3,701
未収保険料	260	365
未収金	1,344	1,609
未収収益	1	1
預託金	421	417
仮払金	1,636	1,308
繰延税金資産	530	552
貸倒引当金	△134	△181
資産の部合計	26,038	28,912

科目	2016年度 (2017年3月31日現在)	2017年度 (2018年3月31日現在)
(負債の部)		
保険契約準備金	12,993	14,508
支払備金	1,739	1,952
責任準備金	11,253	12,556
その他負債	2,615	2,605
未払法人税等	155	113
預り金	39	67
未払金	1,244	1,124
仮受金	1,172	1,298
リース債務	3	2
賞与引当金	156	154
特別法上の準備金	41	48
価格変動準備金	41	48
負債の部合計	15,806	17,317
(純資産の部)		
資本金	5,050	5,050
資本剰余金	2,164	2,164
資本準備金	2,164	2,164
利益剰余金	3,118	4,510
利益準備金	240	240
その他利益剰余金	2,878	4,269
(繰越利益剰余金)	(2,878)	(4,269)
株主資本合計	10,332	11,724
その他有価証券評価差額金	△100	△128
評価・換算差額等合計	△100	△128
純資産の部合計	10,231	11,595
負債及び純資産の部合計	26,038	28,912

(2017年度貸借対照表の注記)

- 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- 有形固定資産（リース資産は除く）の減価償却は、定率法（ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 貸倒引当金は、債権等の貸倒れによる損失に備えるため資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を、債権等の金額に乘じた額を計上しております。

また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 有形固定資産の減価償却累計額は、370百万円であります。
- 支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。
 - 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	1,952百万円
同上にかかる出再支払備金	一百万円
差引(イ)	1,952百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	一百万円
計(イ+ロ)	1,952百万円
 - 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	11,554百万円
同上にかかる出再責任準備金	一百万円
差引(イ)	11,554百万円
その他の責任準備金(ロ)	1,002百万円
計(イ+ロ)	12,556百万円
- 関係会社に対する金銭債務の総額は223百万円であります。

12. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

責任準備金	280百万円
未払事業税	25百万円
賞与引当金繰入限度額超過額	43百万円
減価償却限度超過額	8百万円
貸倒引当金	50百万円
支払備金	55百万円
新株予約権	38百万円
その他有価証券評価差額金	50百万円
その他	11百万円
繰延税金資産小計	566百万円
評価性引当金	△13百万円
繰延税金資産合計	552百万円

13. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)
法定実効税率	28.2
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8
住民税均等割	0.4
所得税額控除	△1.9
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.3

14. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主として損害保険業を行っており、資産の運用においては、運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。

運用手段は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等とし、年度資産運用計画に準拠した資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する金融商品は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等であり、下記のリスクに晒されております。

①市場関連リスク

金利、為替、株式などの市場の変動に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

②信用リスク

個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社におけるリスク管理体制については、資産運用部門（財務部）、事務管理部門（経理部）、リスク管理部門（リスク管理部）を設置し、資産運用リスク管理規程に基づき、相互牽制機能が働く体制としております。

①市場関連リスクの管理

有価証券のうち株式・債券等については時価とリスク量を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクについては、銘柄ごとの格付情報、時価等の把握を行うことで管理をしております。また、政策投資目的で保有している有価証券については、取引先の市場環境や業績状況等を定期的にモニタリングしております。リスク管理も含めた資産運用状況については、取締役会において月次で報告され、モニタリング結果の確認及びリスク管理態勢の整備を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	17,828	17,828	—
(2) 有価証券	4,092	4,092	—
(3) 貸付金	343		
貸倒引当金（*1）	△147		
	196	189	△6
(4) 未収金（*2）	1,600	1,600	—
資産計	23,717	23,711	△6

（*1）貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（*2）未収金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

満期のある預金については、個別の預金ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式については取引所の価格によっており、債券については日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託及び投資法人の投資口については、公表または資産運用会社から提示される基準価格等によっております。

(3) 貸付金

貸付金については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 未収金

未収金については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2) 有価証券」には含めておりません。

・非上場株式（貸借対照表計上額347百万円）

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

15. 1株当たりの純資産額は80,667円63銭であります。

なお、算定上の基礎である当期末純資産は11,595百万円であり、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。また、普通株式の期末株式数は143,740.4株であります。

16. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

17. 連結納税制度を適用しております。

18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

1 計算書類

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)
経常収益	28,573	31,743
保険引受収益	28,068	31,290
正味収入保険料	28,068	31,290
資産運用収益	489	418
利息及び配当金収入	318	253
有価証券売却益	171	165
その他運用収益	0	—
その他経常収益	16	34
経常費用	25,906	29,819
保険引受費用	18,968	21,771
正味支払保険金	14,901	16,591
損害調査費	965	1,004
諸手数料及び集金費	1,996	2,660
支払備金繰入額	181	212
責任準備金繰入額	923	1,302
資産運用費用	0	8
有価証券売却損	—	8
有価証券評価損	0	0
営業費及び一般管理費	6,806	7,974
その他経常費用	132	63
支払利息	0	0
貸倒引当金繰入額	118	47
その他の経常費用	13	16
経常利益	2,666	1,924
特別損失	175	11
固定資産処分損	8	4
減損損失	157	—
特別法上の準備金繰入額	8	6
価格変動準備金繰入額	8	6
税引前当期純利益	2,491	1,913
法人税及び住民税	844	533
法人税等調整額	△141	△11
法人税等合計	703	522
当期純利益	1,788	1,391

(2017年度損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による費用の総額は、1,468百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	31,290百万円
支払再保険料	—百万円
差引	31,290百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険料	16,591百万円
回収再保険料	—百万円
差引	16,591百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	2,660百万円
出再保険手数料	—百万円
差引	2,660百万円

(4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	212百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	—百万円
差引（イ）	212百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	—百万円
計（イ+ロ）	212百万円

(5) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	1,199百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	—百万円
差引（イ）	1,199百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	103百万円
計（イ+ロ）	1,302百万円

(6) 利息及び配当収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	1百万円
貸付金利息	2百万円
有価証券利息・配当金	249百万円
計	253百万円

3. 1株当たりの当期純利益は9,678円61銭であります。

なお、算定上の基礎である当期純利益は1,391百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は143,740.4株であります。

4. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	アニコム ホールディングス 株式会社	(被所有) 100%	役員の兼務3名 経営指導	経営管理料（注1）	1,468	未払金	—
				連結法人税	385	未払金	53

(注) 取引金額は税込みで表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社が委託する経営指導及び業務委託内容等を勘案した上で、会社の事業規模等により決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	アニコム先進医療研究所 株式会社	—	役員の兼務1名 共同研究	共同研究（注1）	194	—	—
親会社の 関連会社	セルトラスト・アニマル・ セラピューティクス株式会社	—	資金の貸付	資金の貸付（注2）	—	貸付金	343
				利息の受取（注2）	2	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 共同研究については、その研究内容及び研究分担により決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

1 計算書類

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,491	1,913
減価償却費	282	340
支払備金の増減額 (△は減少)	181	212
責任準備金の増減額 (△は減少)	923	1,302
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	118	47
賞与引当金の増減額 (△は減少)	25	△1
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	8	6
利息及び配当金収入	△318	△253
有価証券関係損益 (△は益)	△170	△156
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益 (△は益)	122	4
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△179	△67
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△377	344
小計	3,106	3,692
利息及び配当金の受取額	320	284
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△482	△977
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,944	2,998
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	△300	△200
有価証券の取得による支出	△6,442	△2,395
有価証券の売却・償還による収入	12,030	3,935
貸付金の回収による収入	△343	—
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	4,945 (7,889)	1,340 (4,338)
有形固定資産の取得による支出	△287	△48
有形固定資産の売却による収入	4	0
その他	△463	△624
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,198	667
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済支出	△1	△1
配当による支出	△600	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△601	△1
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,541	3,665
V 現金及び現金同等物の期首残高	5,671	12,213
VI 現金及び現金同等物の期末残高	12,213	15,878

(2017年度キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(2018年3月31日現在)

現金及び預貯金	17,828百万円
定期預金	△1,950百万円
現金及び現金同等物	15,878百万円

2. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

2016年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	5,050	2,164	2,164	120	1,810	1,930	9,144	△123	△123	9,021
当期変動額										
剰余金の配当					△600	△600	△600			△600
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				120	△120	—	—			—
当期純利益					1,788	1,788	1,788			1,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								22	22	22
当期変動額合計	—	—	—	120	1,067	1,187	1,187	22	22	1,210
当期末残高	5,050	2,164	2,164	240	2,878	3,118	10,332	△100	△100	10,231

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	5,050	2,164	2,164	240	2,878	3,118	10,332	△100	△100	10,231
当期変動額										
剰余金の配当										—
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立										—
当期純利益					1,391	1,391	1,391			1,391
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△27	△27	△27
当期変動額合計	—	—	—	—	1,391	1,391	1,391	△27	△27	1,363
当期末残高	5,050	2,164	2,164	240	4,269	4,510	11,724	△128	△128	11,595

(2017年度株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数は次のとおりであります。

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末株式数
普通株式	143,740.4	—	—	143,740.4

2. 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

2 リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分	2015年度	2016年度	2017年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	—	—	—
延 滞 債 権 額 (B)	—	—	—
3カ月以上延滞債権額 (C)	—	—	—
貸付条件緩和債権額 (D)	—	—	—
リスク管理債権合計	—	—	—
(E) = (A) + (B) + (C) + (D)	—	—	—
貸付金残高 (F)	—	343	343
貸付金に占める割合 (G) = (E) / (F)	—	0.0	0.0

(注) 各債権の意義は次のとおりです。

(1) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

(2) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

(3) 3カ月以上延滞債権

3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

3 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分	2015年度末	2016年度末	2017年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
正常債権	—	343	343
計	—	343	343

(注) 各債権の意義は次のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始または再生手続開始の申立てにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

(2) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(3) 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金および貸付条件緩和貸付金です。

3カ月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない債権であり、貸付条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「3カ月以上延滞貸付金」に該当しない債権です。

(4) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

4 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	2016年度	2017年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	12,296	14,412
資本金又は基金等	10,332	11,724
価格変動準備金	41	48
危険準備金	—	—
異常危険準備金	899	1,002
一般貸倒引当金	48	147
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	△140	△179
土地の含み損益	△4	8
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	1,119	1,660
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	7,562	8,343
一般保険リスク (R ₁)	7,352	8,124
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	—	—
資産運用リスク (R ₄)	827	814
経営管理リスク (R ₅)	163	178
巨大災害リスク (R ₆)	0	—
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	325.2%	345.4%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（単体ソルベンシー・マージン）および第87条（単体リスク）ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C))であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（第三分野保険の保険リスク）（巨大災害に係る危険を除く）
 - ②予定利率上の危険（予定利率リスク）：積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

(1) 有価証券

<2016年度>

- ① 売買目的有価証券 該当ありません。
 ② 満期保有目的の債券 該当ありません。
 ③ その他有価証券

(単位：百万円)

区分		2016年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	20	17	3
	その他	314	311	3
	小計	335	329	6
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	72	66	△5
	その他	5,063	5,204	△141
	小計	5,130	5,276	△146
合計		5,465	5,606	△140

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券(株式347百万円)は、上表に含めておりません。

- ④ 売却した満期保有目的の債券 該当ありません。
 ⑤ 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	2015年度			2016年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	12,640	411	101	11,325	171	—

⑥ 減損処理を行った有価証券

2015年度	2016年度
非上場株式(その他有価証券の株式)で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて80百万円減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損については、原則として、期末日の時価が帳簿価額と比べて50%以上下落したものを対象としています。	該当ありません。

<2017年度>

- ① 売買目的有価証券 該当ありません。
 ② 満期保有目的の債券 該当ありません。
 ③ その他有価証券

(単位：百万円)

区分		2017年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	18	14	3
	その他	1,016	998	17
	小計	1,035	1,013	21
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	105	116	△11
	その他	2,952	3,141	△189
	小計	3,057	3,258	△200
合計		4,092	4,272	△179

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券(株式347百万円)は、上表に含めておりません。

- ④ 売却した満期保有目的の債券 該当ありません。
 ⑤ 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	2016年度			2017年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	11,325	171	—	3,881	165	8

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引

該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

6 会計監査及び代表者による財務諸表に関する確認書

(1) 会計監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその附属明細書について、新日本有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

※新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日より、法人名称を「EY新日本有限責任監査法人」に変更しております。

(2) 財務諸表の適正性及び財務諸表等作成に関する内部監査の有効性の確認

当社代表者は、財務諸表等についての適正性及び財務諸表等作成に係る内部監査の有効性について、以下のとおり確認しています。

2018年6月27日

確 認 書

アニコム損害保険株式会社
代表取締役 野田真吾

私は、当社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第13期事業年度にかかる財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示していることを確認いたしました。

また、当該確認を行うにあたり、下記のとおり、財務諸表等を適正に作成する内部管理体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

記

1. 財務諸表の作成にあたって、その業務分担、所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
2. すべての部署から独立した内部監査部門により、所属部門における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
3. 当社の重要な経営情報や業務執行状況については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

損害保険用語の解説

■か行

【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。

【クーリングオフ】

契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができる場合があります。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思により契約を消滅させることを、解除といいます。具体的には、保険契約者からの申し出による解除(いわゆる解約のことです。)、告知義務・通知義務違反による保険会社からの解除などがあります。

【契約の失効】

すでに有効に成立している契約が、将来に向かって効力を失うことを、失効といいます。具体的には、保険の対象であるペットが死亡した場合に、その保険契約は失効となります。

【告知義務】

保険契約者は保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出いただくこと、及び重要な事項について事実と反することを申し出てはならないという義務をいいます。

■さ行

【再保険】

保険会社が引き受けた元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分について別の保険会社に保険を付すことです。再保険することを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

【再保険料】

再保険に際して支払われる保険料のことをいいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称したものです。

【指定紛争解決機関】

2009年6月に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関であり、銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。金融機関は指定紛争解決機関との間で、(1)苦情処理・紛争解決手続きの応諾、(2)事情説明・資料提出、(3)手続実施者の解決案の尊重といった内容を含む契約締結が求められています。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金です。

【責任準備金】

将来の保険金支払いなどの保険契約上保険会社が負う債務に対して、あらかじめ保険会社が積み立てる準備金です。

【ソルベンシー・マージン比率】

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標の一つです。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【損害保険契約者保護機構】

引受保険会社が破綻した場合に保険金等を補償する仕組みで、すべての損害保険会社が加入しています。

【損害率】

支払保険金の収入保険料に対する比率をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

【そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）】

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会が設置する損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織です。損害保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛争解決手続きを行います。

■た行

【大数の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

損害保険用語の解説

【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額（契約金額）の合計額が保険価額（保険の対象であるものの実際の価額）を超えている場合があります。

【通知義務】

保険を契約した後、保険の対象を譲渡するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者に保険会社に連絡していただく義務をいいます。

■は行

【被保険者】

保険の補償を受けられる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあれば、別人のこともあります。

【被保険利益】

あるものに偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とあるものとの間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間です。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料の払い込み以前に生じた損害は、原則として保険金のお支払いの対象となりません。

【保険金】

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭をいいます。

【保険金額】

ご契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。

【保険契約者】

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

【保険契約準備金】

保険会社が保険契約に基づく責任を遂行するために積み立てる準備金で、前述の支払備金及び責任準備金があります。

【保険事故】

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立及びその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

【保険の対象（保険の目的）】

保険を付ける対象のことをいいます。ペット保険ではペットがこれにあたります。

【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたものです。保険約款は保険契約に共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・修正する特別約款（特約）から構成されます。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

【保険料即収の原則】

契約の終結と同時に保険会社が保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。

■ま行

【免責】

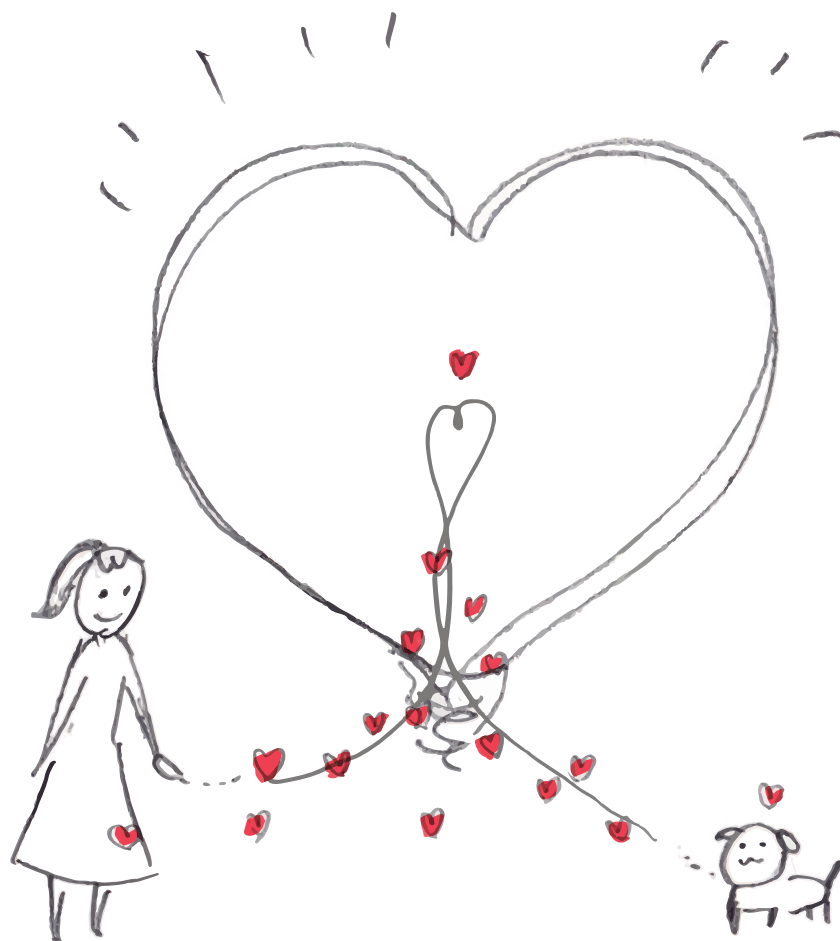
保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険金支払いの義務を負いますが、保険約款に定められた特定の事項についてはその義務を免れることになっています。例えば、保険契約者等の故意による事故、地震、噴火、津波等による事故などがあります。

【免責金額】

保険契約者の保険料負担の軽減を目的として、小損害を自己負担するために設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、通常、免責金額を控除した金額が支払われます。

【元受保険料】

保険会社が元受保険契約に基づき保険契約者から受け取る保険料のことです。



きみが、心の発電所。

私たちは知っています。
どうぶつが人の心を灯してくれることを。

どんなに落ち込んで帰っても
ちぎれんばかりにシッポをふって出迎えてくれる家族がいます。
私たちの弱くてもろい心を充電してくれる
世界一かわいい発電所。

そんな大きなエネルギーをくれる小さなあの子が
ずっと幸せでいられますように。

お客様からのお問い合わせ窓口（2018年7月1日現在）

■あんしんサービスセンター

0800-888-8256

■ニャンともあんしんサービスセンター（ネコ専用窓口）

0800-777-5625（ゴロニャーゴ）

■お客様相談センター（ご意見・苦情等のご相談窓口）

0800-111-1091

受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

ディスクロージャー誌
アニコム損害保険の現状 2018
2018年7月発行

アニコム損害保険株式会社 経営企画部
〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1
住友不動産新宿グランドタワー39階
03-5348-3777 <http://www.anicom-sompo.co.jp/>



アニコム損害保険株式会社

www.anicom-sompo.co.jp